

大正參年冬月編纂
昭和九年十月增補

見島鄉土誌(二)

副本

75220

萩市立図書館

TRC102095

○天然紀念物

昭和三年九月二十二日内務省告示第二百四十九号ヲ以テ史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リたゞ通り内務大臣指定せん

第一類 天然紀念物

名 称

地 名

地 域

見島牛產地 山口縣阿武郡見島村

見島全島

見島村の亀棲息地 同字片く

同

○見島村農會

一、設立年月日 大正五年三月十六日

一、會員數 當初 二七八人
昭和九年 三一九人

一、事業概要

農業指導奨励ノ開設施設
農業之從事スル者ノ福利増進ノ開設施設

農業・開拓研究及調査

農業・開拓研究及調査
各種農家小組合、指導

一、維持方法

會費事業收入其他、獎勵金等ヲ以テ経費ニ充ツ

一、資金 基本財産金百八於四円五十五七秉(昭和九年九月調)

●見島村郭國畜牛組合

一、設立年月日 明治四十二年五月六日

一、組合員數

大正三年 設立当初 二三人
昭和八年 一九六人

一、畜牛數

大正三年 当初 六五二(牝五十五頭)
昭和八年 三八五(牡一〇二頭)
三五〇四頭

一、維持方法 II 従前ノ收入残金ヲ以テ種牡牛購入育成ヲナシ之ヨリ生ガル利益金ヲ

以テ事業遂行ヲもつゝアリ

一、積立金、ナシ

●見島産業組合

一、設立許可 大正十年十一月五日

一、毎年度別状況左表ノ如レ

年 度	組合員	出資金	貯 金	額
大正十年度末	六六	九七〇〇〇	ナシ	四
大正十一年度末	七四	一〇五〇〇	一〇〇〇〇	四
大正十二年度末	七六	一〇八〇〇	三二〇〇〇	四
大正十三年度末	七七	一一〇〇〇	三三二八七	四
大正十四年度末	七八	一一〇〇〇	五六六二	四
昭和元年度末	六六八六八	一一〇〇〇	六六八六八	四
二年度末	六六八六八	一二〇〇〇	一〇四三二	四
三年度末	六六八六八	一三〇〇〇	一三七六九五	四
四年度末	一三〇〇〇	一三〇〇〇	一三八九三	四
五年度末	一三〇〇〇	一三〇〇〇	一五五二六	四
六年度末	八八	一三〇〇〇	一七三六四	四

昭和七年度末
"八年度末
"九年度末

八八
二三五
元〇〇〇〇

一九九三四六
二六〇一七一
昭和八年四月五日

組織変更認可

●見島村漁業組合
一 設立年月日 || 明治三十五年八月二十日創立 全年十二月八日知事ノ認可

ヲ受ク

一 口か加入金 || 以前ハ時期、依リテ高低不常が現行ハ五円乃至二拾円
一 組合員數、基金等尤如レ

年次

組合員

基金

遭難救恤資金

損益

設立当初

一四二

五四五

五五

大正元年度

一四五

五九三

六五

五年度

一四四

一七八

一〇〇

十年度

一七九

一七三

一六二

十五年度

二〇〇

七

一五六

昭和五年度

二一五

七

一五

八年度

二一五

七

一五

一役員 || 設立者初 || 理事六監事一總代八

昭和七年十月以後理事三監事六總代十二

● 見島電燈

大正十五年見島電燈株式會社組織セラル經營發起者ハ萩町厚東常吉氏ニシテ本社、萩町ニ發電所ハ本村宇宇津、設置セラル需要全燈數約五百（經營者ノ見込數ハ千燈ナリシ由テ民力疲弊、為メカ鳥燈セザルモ八十餘戸アリト）ナリシが財界不況ノタメ後更ニ四畠以下ニ減少セリト料金ノ一例ヲ舉グレバ二〇ワット月費三月四日於東一五ワット九於美等ナリ

十五年七月四日アリ、試運轉開始成績良好ミシテ數日後点燈セラル

昭和八年度ヨリ山口縣電氣局ニ移管セラレ（買收）在來ノ發電機モ暫時充用セヨシが九月三日至り發電所ヲ本村序別屋ニ新築セラレ新式発電機ヲ据附ケラレ十二月七日落成式ヲ舉行セラル

縣營移管後料金低減セラレ二〇ワット九於五束、一五ワット八於表トナリ
九年度ヨリ更ニ二〇ワット八於五束、一五ワット七於八束、減額セラル
全年度ヨリ交通安全ノ為メ道路要所ニ待燈ヲ設ケラル（一區三ヶ所）

○ 見島電燈
民甲口頭記

● 郷 土 謡 謡

民

御 土 謊 謡 三 あ る ミ ヨン カ エ 一 節、團 子 節 及 び 益 踊 歌 是 互 な り

一 シ ョニ カ エ 一 節

シ ョニ カ エ 一 節 は 嫁 礼、誕 生 祝、歳 祝、新 婚 落 成 祝 等 の 祝 賀 宴 會 に
於 け ら 唯 一 の 祝 歌 と して 何 世 の 時 代 何 れ の 地 方 に 傳 は り し か 詳 か な ら
ざ ろ る 歌 詞 は 舊 藩 時 代 の 流 人 の 作 な ど で し と 思 は る 其 の 内 容、語 句
等 ふ 往々 常 軌 を 逸 せ る 節 な ど あ ら ざ ま ど も 俗 人 向 し て 採 や す く、
價 値 あ る 歌 曲 は 高 雅 流 麗 あ ら は 賞 ま べ し 左 よ 歌 詞 二 を 揭 ぐ
一 先 づ 今 日 あ り 御 祝 一 万 吉 日 あ り 日 を 取 つ 杵 ま か け る 懸 物 の 前 ま 供 へ
三 方 の 台 の ま は ま お 松 う て 一 の 枝 ま は 金 が な る 又 そ り 次 な り 二 の 枝 ま お
ね 白 銀 ま は な る 三 そ よ ば 五 し 其 の 枝 ま 鶴 が は や て 鬼 が ま ふ 何 ま ま
か と さ ま 立 ち ま き 見 ま ば ま の 家 御 繁 冒 と 講 舞 ひ あ る ミ ヨニ カ エ

(第一 枝 ま 金 が た ん 二 枝 ま 黄 金 み り ま 重 複 す り)

二、一 富 士 二 鷲 や 三 姑 子 柳 子 は 牡 丹 で 御 所 桃 六 ツ 背 は 高 砂 里 尾 の 上 の
わ よ 曾 根 の 松 七 ツ 浪 花 の い け の ね 八 フ 八 幡 な る 宮 所 九 フ お よ 倉 を

建て其の倉内なら積み物は黄金白銀米を積むシヨンガエー
「唱い方」先づ列席者手拍子數回の後主賓格者又は之に準ずる者
若しくは特々指名せらるる者最初の一節を音頭を出して
調子を定め第二節以下は一同手拍子を合せて合唱を其の
協調一致する音吐は朗々として堂を搖る可し山野よ裏よが如
く自ら祝賀氣分横溢し宴席上より不不知識の間に協
同一致の美德を養ふ價值あるを以て貴重の民謡として
子々孫々紹述すべしものあらやし

二 團子節

團子節ち女子の仕事歌なり古來團子の粉ひきふ歌ふと主とせらるり名
づけしもふ粉ひき、夏麦つゝ、田草取り等の時美声調和して歌ふを聞けば
些の劳苦を感せざらむ。如く仕事の迅速よ進行する様自ら觀る者を
した歎称せしむ其の歌曲は平易流暢として賞すゞも歌詞は概ね野
卑淫猥よりて同放上黙謳難きもの多きが故に小學校~~取次~~は其の弊
害を打破せんが為め明治三十三年頃より唱歌を盛んなりしめて團子節
壓倒よ努め結果青年女子の之を唱ふ者あきよ至りしと世俗の進
歩とよ伴ひ近年殆ど之を聞くふとを得ざきせど又一面歌謡が精神
を快活よ引立て劳苦慰安の一方便あらずとより考慮^{社会教育}す時は興味津々
な優良歌詞を選択して御土歌の存続を計らふよ。世上有^{手説}有^{手説}教養の
事たるを思へば景日之を壓倒絶滅せしめんと計り、識者も其の考慮
を悔、唯腑の感ふきを得ず幸に同感の士ありて之を復兴せらるたらん
とは一知半解の軽奉正敢てせし編者の責任少幾を解除すやうか
尤に在來歌詞中佳良と認むるもの數首とかぐ

わやの意見となむがの花は千よ一つのあだはない
親は子といふて尋ねもするがおやをなむち子はまきな
嫁を憎むか乞うむちからかは、娘は人の嫁
魚は瀬すすむ鳥や木よとまる人ちなまけの下すすむ
舟は船次弟ろはかこ次弟家の世帯は嘯次弟
△義理みせまどば鳴きも梅とはあきてやぶよなく
涙世わゑうなり豆腐で渡せまゆで四角でわらかで
やうれ深将棋のまは角と思へば金が出る

三、盆踊歌

盆踊の古きものに「エーリ踊」といふある傳來詳かならず口碑より是は昔
京都の藝妓來りて傳へしといへど何等引証するものなく唯京言葉
二、三今日尚用語も存するも考ふれば全然架空の傳説もありまづ
か歌は節長く悠長の氣韻あり歌手は數十人手を連ねて円陣を
造り聲を和して高らかよ歌いつゝ足拍子を合せて一步一步左よ進みや
全円右廻りま太鼓打は中央よ在ま踊手は外周に円陣縱列とあり
左廻り踊りつゝ前進ま手法は僅よ五手よて幼児も演じ得り程簡
易なよ往時は東西ニヶ所同時よ競爭的よ盆間毎夜々を織りて踊り
ぬく盛況なしが明治二十華頃(不明)よりか宇津踊よ變り今は全く
跡を絶つよ至きり歌の一曲を擧ぐまば

祝ひ芽生えり若手さまよ枝も榮えて美りまびる
あと一や春年後よほうきて遂の小芽よねうなる
ふ候ま筆忍ふことはすたすまぢがそまむす

現今盛んに行はる盆踊も以前より宇津区民の踊りしもて是を亦傳來經緯詳かならず踊りの手法二十四手中央よ太鼓打口說手囃子あり了。踊手は其の周囲を右廻りよ踊る手法敏捷優美ふらうと全國中他よ多く其の比を見ざと口說の節と面白く踊と兩々相俟ちて觀るやう價値すがなまいふべし曾て明治三四年頃ほい衛生生風紀上盆踊を有害行事として其筋より禁止の運命よ遭遇せしも昭和六七年頃より主義一変し農村青年唯一の娛樂あはれて大は奨励せらるゝと至り於再告の機運となり近年は殆ど盆踊毎夜徹夜行事となつて盛況にて海と渡りて他町村より來觀者さへあらず至り口說の歌詞も團子節と同様に開放よ害あるもの大部分たりしが近年進歩せり青年の理解するより在来歌詞中の弊害なもの即ち那須の與一、え賀團七等の如きを選抜演奏すたゞ口說の節と歌の一例を掲ぐ

いはうは歌とウチテ

稚きをば愛してとほせ、元は敬ひ無礼となすが、腹が立つとも
みあまでいふふ以上口說節全部

補全篇憎う度くうは我が心から下畧

ほえて貫きて高慢ちうな 閑て者じやといけぬやうよ(下畧)

(踊手の服装補)「踊手の服装」は絞り又は絢の大柄物の振袖よ极め帶を左側よ結びて餘分の手を長く垂らし頭よす風呂敷大の布片を被りて僅く目鼻だけ見はす幾十百人居る一齊の装ひある点特に協同の美風を発揮す

(盆踊實況映畫撮影)昭和十年六月九日秋税關支署長沖田博氏の主催よて新聞記者等多數同伴本村観察旁々来島せらき同夜小學校内よて映畫會開催翌十日朝、村役場員、青年団長、區長等の斡旋よよりて主婦會員女子青年団員等を踊手として招集し臨時盆踊會を小學校第二運動場よて舉行し沖田支署長之を撮影せしむ之を見島盆踊映画化の嚆矢とす

共同一致の歌

共同一致の精神は見島精神の眞髓なまほと永遠に持続し涵養する爲め郷土歌として鼓吹もあらばとの議起り明治四十五年之を創作せられ再來事あり毎々「シヨンガエ」と共よ盛んに唱和せらるゝ至り多田守家氏の創作として當時の縣郡當局者の校閲を経、傑作として讃美を博し多くのよして曲大家の名曲中より本史編者の選定は係るものなる。歌詞歌曲たり

如
詩
アーロン・アンクレ
ナッシュ
ジョン・マーリー
ギタードラム・サイド
1355 | 6512 | 3321 | 240 | 1055 | 3355 | 2321 | 10
アーロン・アンクレ
ナッシュ
ジョン・マーリー
ギタードラム・サイド
1355 | 2321 | 2355 | 5533 | 1055 | 1. 10

「あゝ喜ばしあなうまし多年の苦心がひかるて巨額の共同負債を償還せしむる愉快ある

二柳ヶや吾等の比村は周囲五里足らず地味肥沃五穀多くみつ

牛の産出夥し

三四方は海の圃まで水産利益無尽藏されば產物數多く富裕の
村と呼ばれる

四、満つ止ば缺く世の習ひ明治八年この方は比年旱魃続々

せの趨勢よ従ひて

五、次第ふ募る奢後の風殊の物價は騰貴して貢債も山と積み連ど

日々のたゞよもかけまど

六、支拂ふもの出来ざりば債主も甚よせまを来て父祖傳來の田や畠を

まきよ人手よ落ちんとす

七、村の有志者相謀る明治十有八年官よ願ひて保護の下共同仕事
添立ちぬ

八、其後も続く旱害よ見込あらとて其の保護を解かず當時の惨状は

語るる涙の種可

九、家々が湯の捨小舟波のまゝ西東漂ふ中よ辛うて漕ぎ着け
得ぬ大岡す

十、僅か二年で見放され復りてまよふ身となりて二十四年の神無月なづね
得ぬは島根縣

十一、安心せしむ束の間や塘よ陥つまたと世よ失つておちゆでござぬりす
自暴自棄よも流す

十二、盲龜の浮木廢壘花のはな咲く時のゑぐを来て十数年引続す、

五月十雨の順序

十三、天佑人事と相應じ殊よ三年より指導監督人を得て一同あれ
はげまさり

十四、朝よ星と載きて夕よ月を踏みのへゝ勵氣一上よ俭約一
四年の休止はゆすりは

十五、共同一致の實舉り三年の辛酸で於處万円拂ひ得て初めて
愁眉を開いた

十六、樂は苦の種苦も樂の種てふたよは宜らむや故の喜びは
何時か忘却し忘れめや

十七、是よ鑑み吾々は共同一致忠實よ勤儉産を治めつゝ是辻信

是正義俗を爲し

大、實踐躬行倦まば家富才材は第々アレ勵々励まニ諸
共々嗚呼喜ばしあふ嬉

以上

○見島燈台

本島ハ日本海航路、要衝ニ当リ且ワ此門警備上権要ニ位セルヲ以テ
日露戰役中ハ海軍望樓ヲ設ケラレ海底電線敷設、恩典ミ浴スルヲ
テ得タル等國家的價值アル島岐トシテ誇ルニ足ルモノナリ而モ夜間、航
海者ニ取りテハ目標小ニシテ濃霧等、際海岸、衝突難破セル船舶
古來數多アリシニ微シ燈台設置ノ要ハ何人モ認ムル所ニシテ政府ニ於テモ
日露戰役中特ニ其ノ必要ヲ痛感セラレ三十七年六月位置ヲ城ヶ原山
ノ南端ニ選定セラレ畠山林二段四畝ニ十歩ヲ買收シテ燈台敷地ト
定メラレタルモ其ノ後國勢ノ振興ト共ニ國費多端トナリ遂ニ遷延今日ニ
及ブモ空シク國有雜種財產トシテ存置ノマ、建設實現セサルヲ遺憾ト
セリ然ルニ幸ニシテ昭和八年六月萩市土原医師村上乙能氏(本村出身者)
篤志ヲ以テ燈台建設費金壱千円寄附申出アリ本村會ハ満場一致更
理ヲ可決シ八月八日ヨリ工事ニ着手シ同月二十二日竣工更ニ十月十三日
電氣工事完了全口点燈開始キラル其ノ詳細ハ別紙ニ明カルヲ以テ
載之者畧ス

昭和十八年 萩市立山保下移記

見島燈標建築工事概要

臺

電燈社書寫

定稿年卯金九十五月四日

更修改次二刻三月五日

原稿七十五

此即其書



備日本海ノ一孤島タル本島立見島燈標建設經過報告
多 年 の 宿望タリシモ爲建設スルニ至ラザ設
医師村上乙熊氏ヨリ篤志ヲ以テ燈台建設費金壹千円寄附申出
アリタルニ依リ同月三十日寄附後理一件並ニ燈標建設ノ件ヲ
同村會商ノ滿場一致之ヲ可決セリ
同日燈標位置ヲ見島村字上杖畠第百十二番地一瀬高山海拔
五百四十尺ノ頂上ニ選定ス
同日燈標敷地道路敷地及電柱敷地地主左野松一氏並ニ電柱
敷地地主引地延介氏ノ無期限無償借入ノ承諾ヲ得タリ
七月十七日燈標建築工事費金七百九十五円ヲ以テ萩市大字椿
東沖野桃一ト請負契約ヲ締結ス
八月八日地鎮祭執行同日工事ニ着手ス
八月二十二日燈標建築工事竣功ス
十月十三日電氣工事完了同日點燈開始ス
建設工事ノ概要左如レ
建設工事ノ概要左如レ

— — — — —

— — —

右ノ通報告候也	昭和八年十月二十三日	敷地面積 十六坪 地上五十尺五寸 海拔五百五十尺 （不動燈） （白光）
工事費	收支入出	使用燈 標高サ
金壺千圓	村上乙熊氏寄附	常用燈明弧全度五百燭白光電燈
金七百九十五円	橙標建築工事費	豫備燈舶用石油燈
金百二十円四十五錢	電氣工事費	二個
金七十六円五十五錢		
合計金壹千円		
收支差引殘金ナシ		

見島村長有田暢介

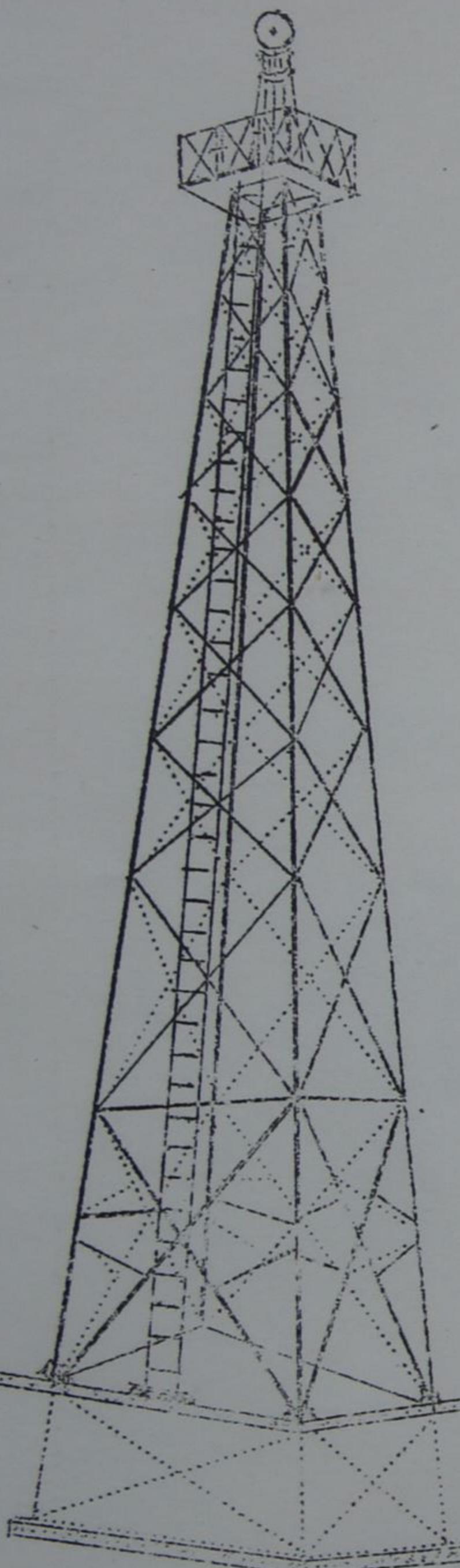
表彰

賞勲局總裁從三位勳一等下條康磨印	依千見昭 昭和九年一月二十九日	リ圓島和 之寄村八 附航年 表入路八 彰仍標月 セテ識山土 ラ褒建口原 ル章設縣村 條賞阿上 例金武乙 壹郡熊
------------------	--------------------	---

見島燈標

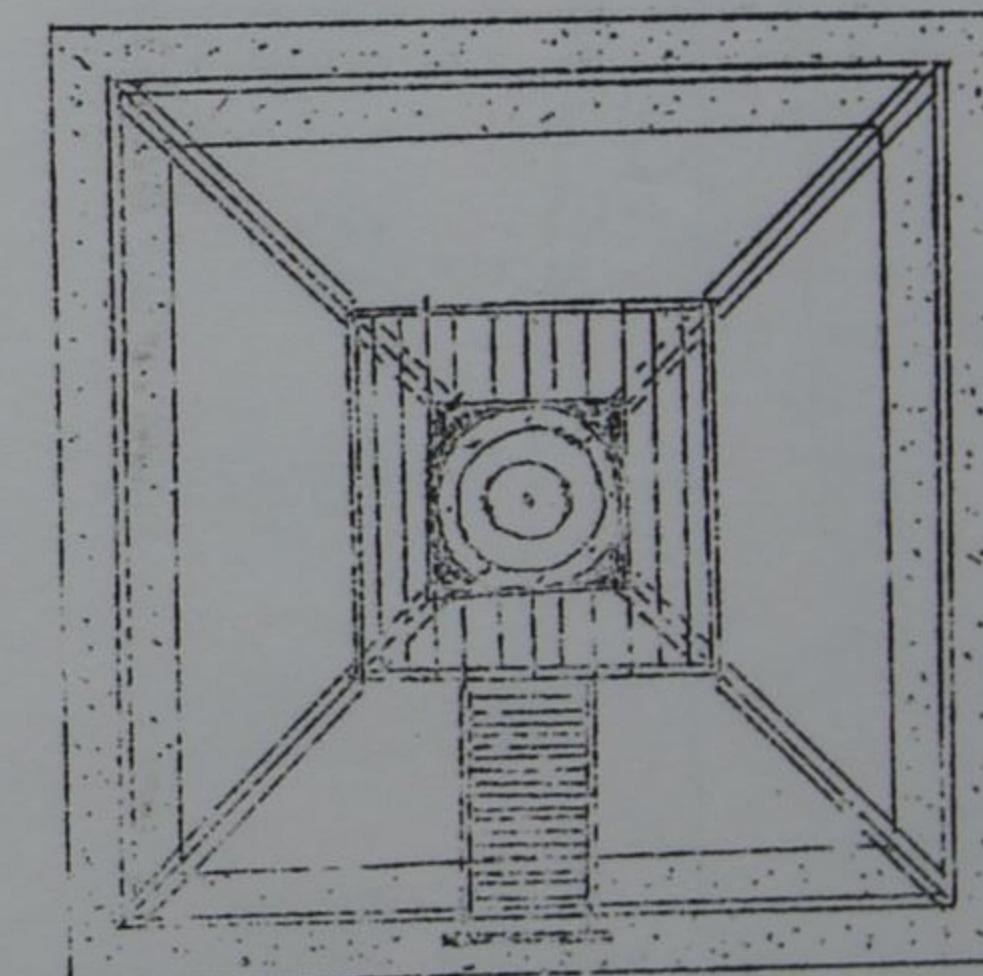
縮尺百分之一

總高五十尺五寸



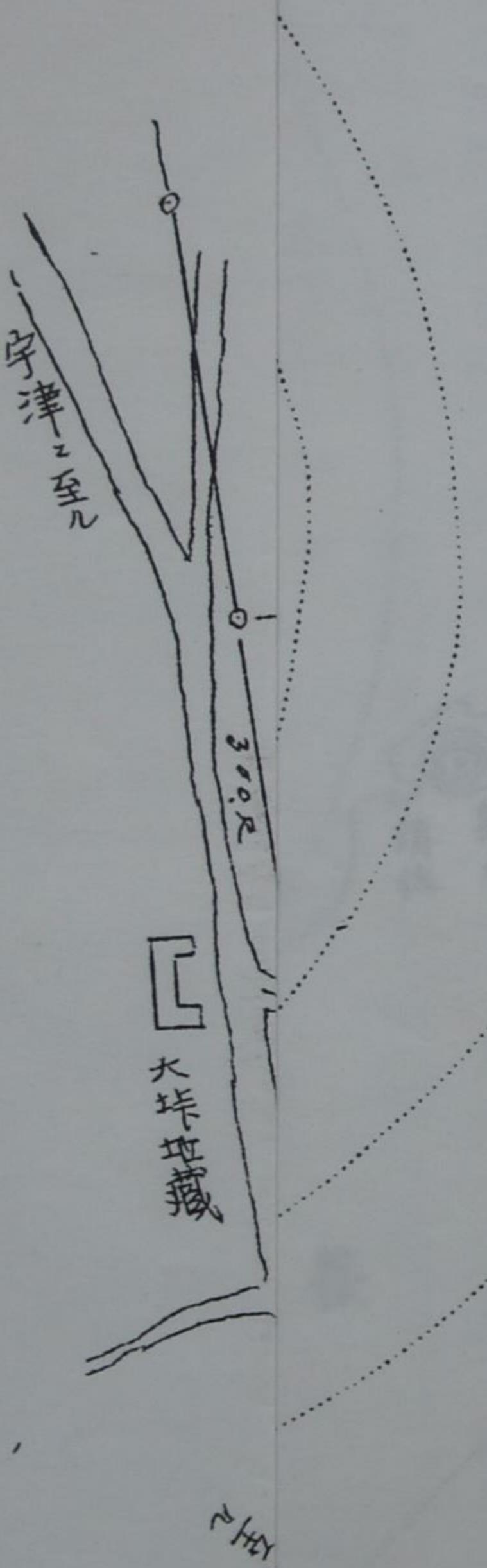
圖面平

一十五分尺縮



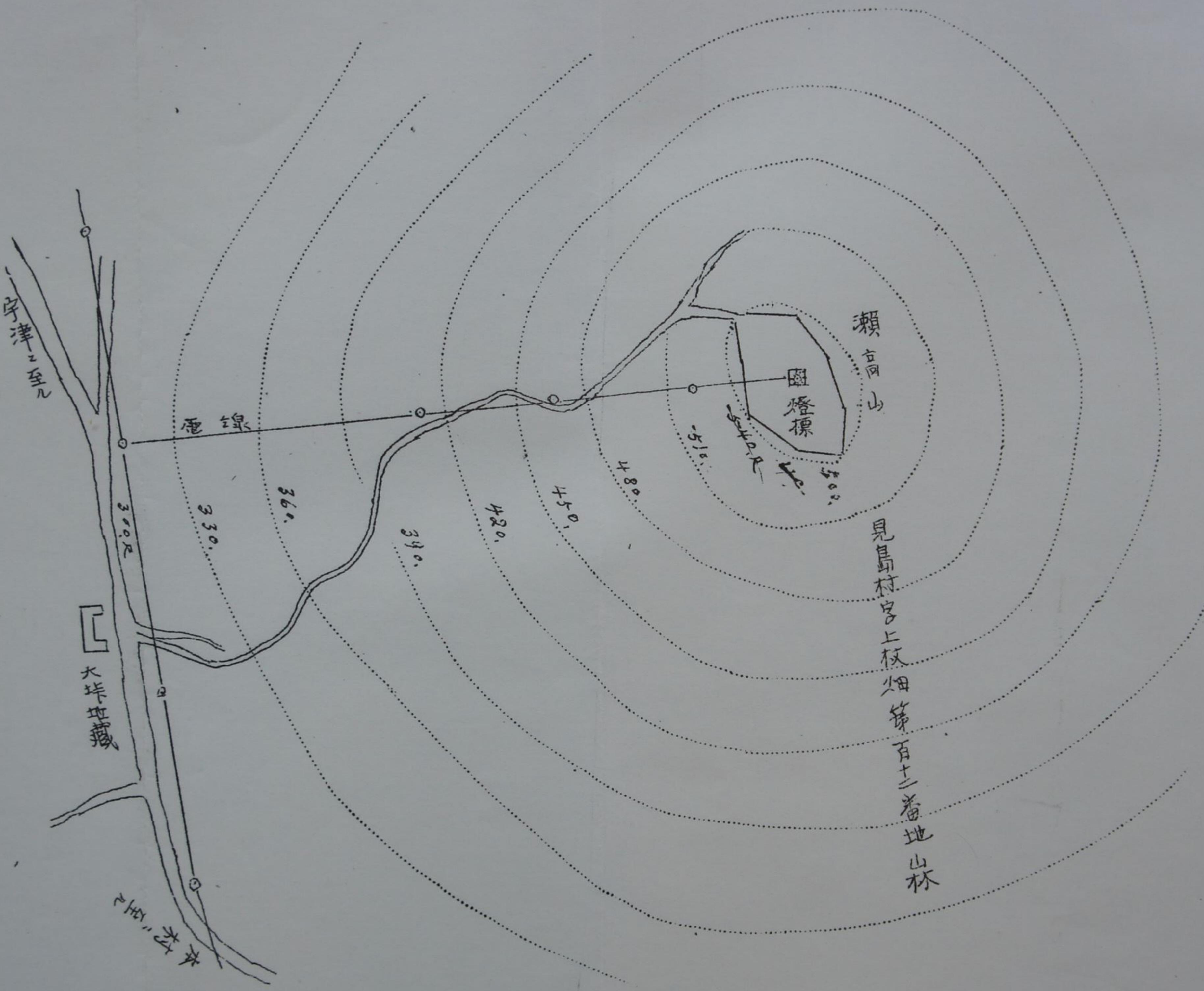
見島燈標附近實測地圖

縮尺一千二百分之一



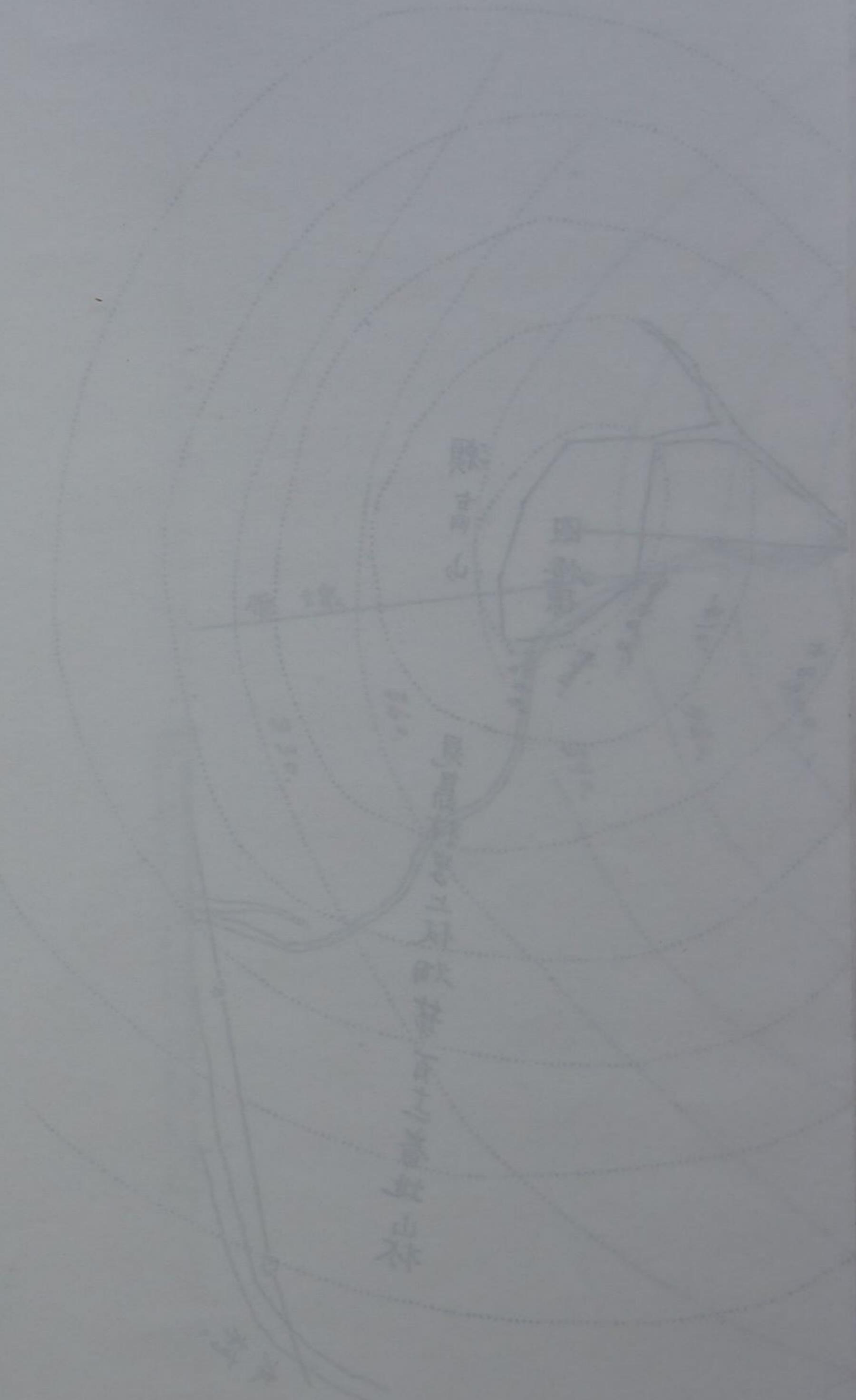
見島燈標附近實測地圖

縮尺千二百分之一



長島郡新縣域圖

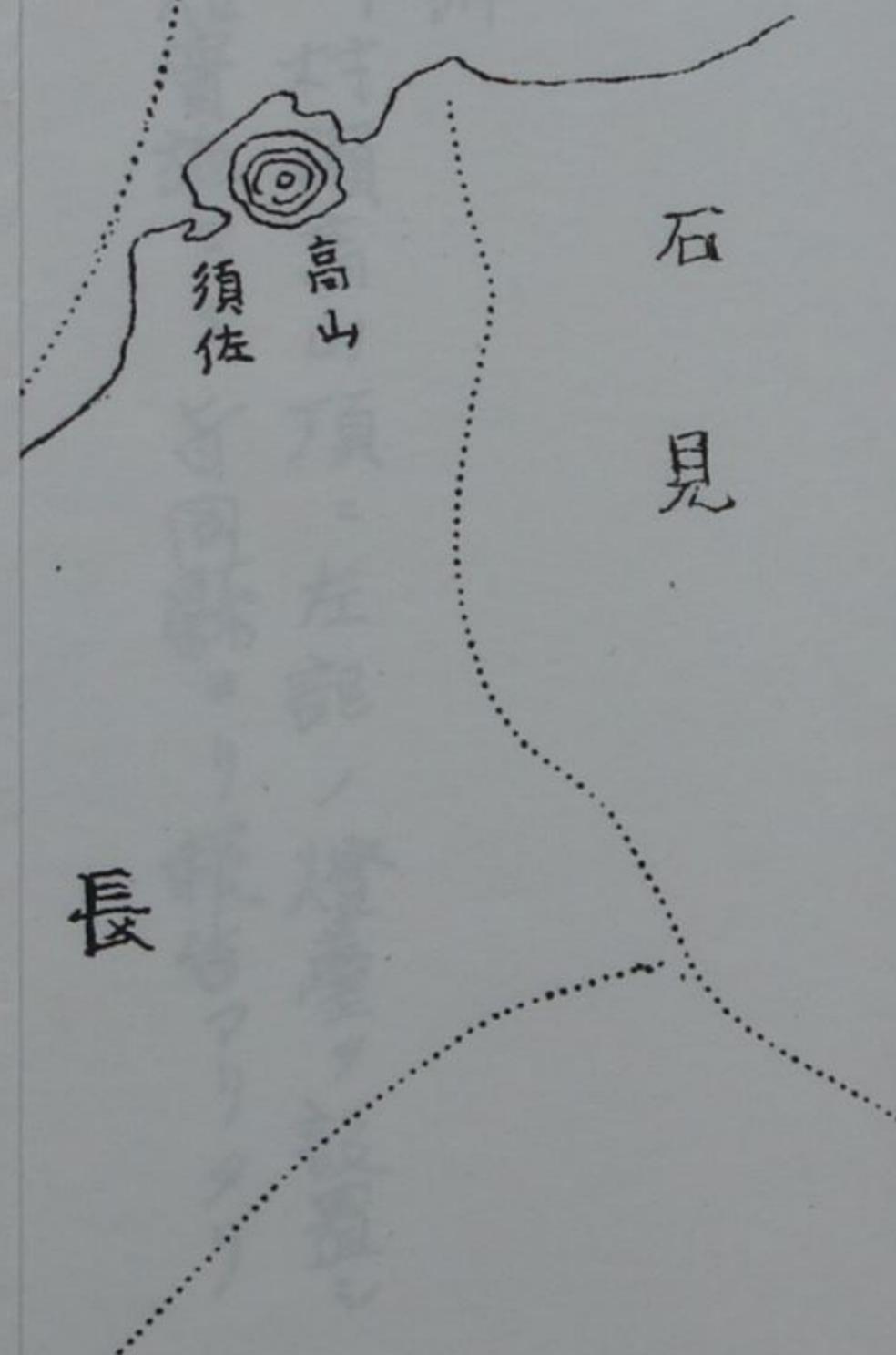
昭和十九年四月



燈台光達區域

石見

◎ 送信者告不萬千二百十七號
山口縣阿武郡見島村於同
昭和九年四月十一日



縮尺五十分之一

燈台光達區域

石見

長

門

大島

相島

仙崎

島見

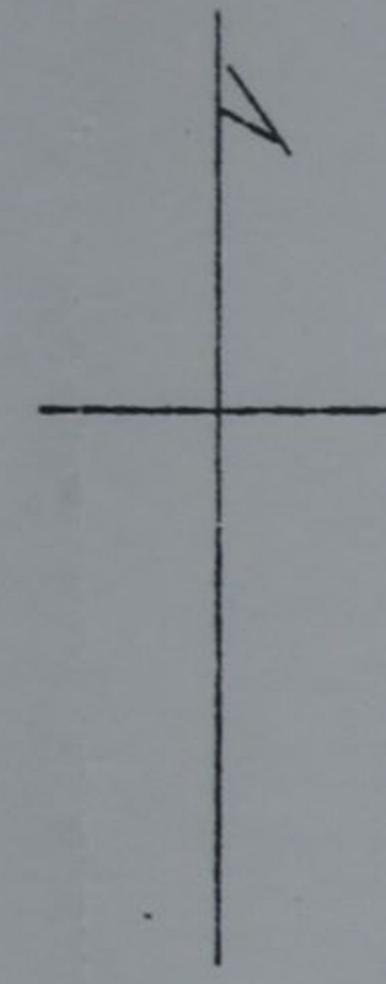
須佐

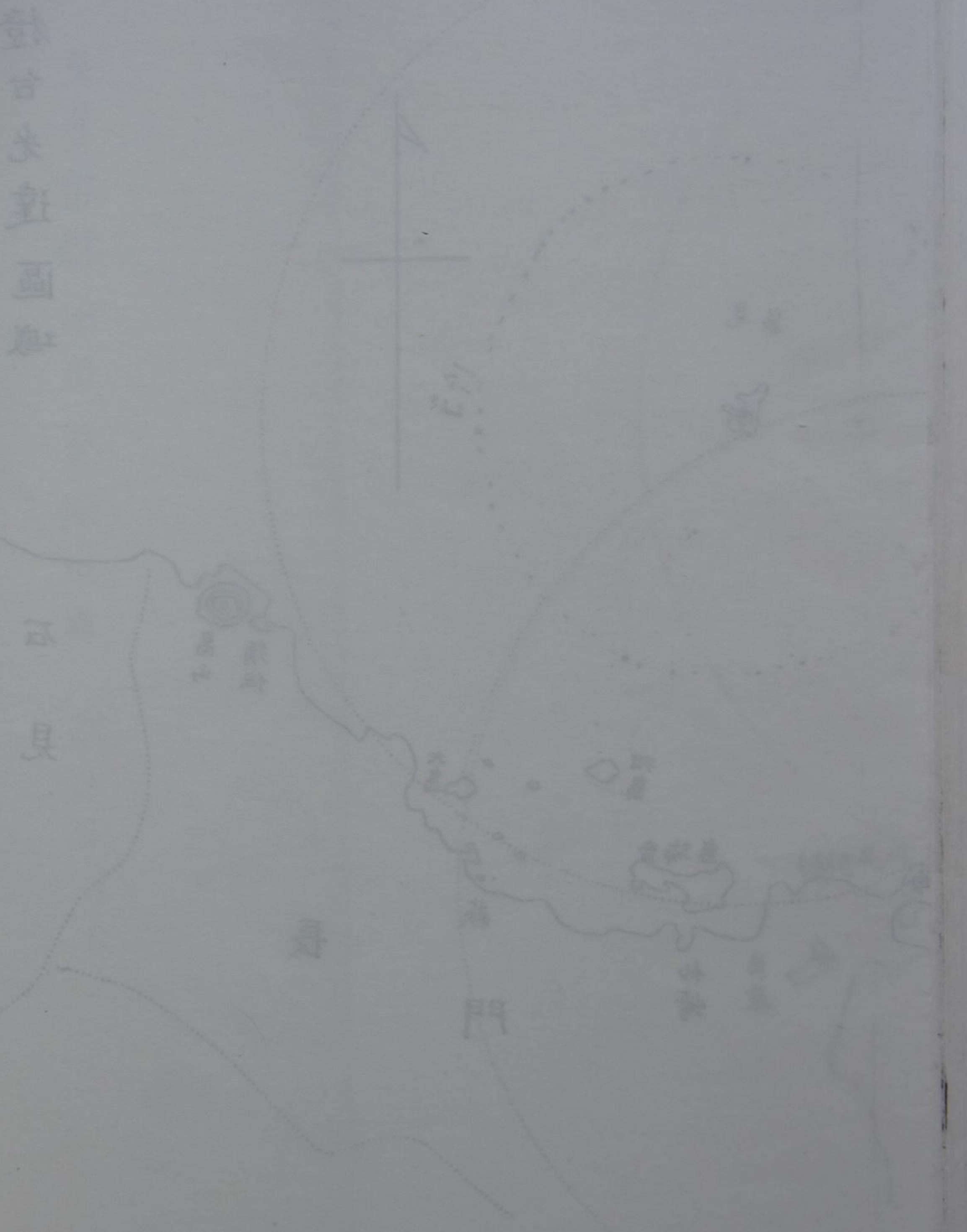
高山

角島

崎御尾川

縮尺五十万分之一





◎ 通信省告示第千二百十七號

山口縣阿武郡見島村ニ於テ同村瀬高山頂ニ左記ノ燈臺ヲ設置シ
昭和九年四月十一日ヨリ點燈實施セシ旨同縣ヨリ報告マリタリ

昭和九年五月廿三日

通信大臣 南 弘

見島燈臺

一位

置

北緯三四度四六分〇八秒

東經一三一度〇八分五七秒

(水路部刊行海圖
第一三六號)

漆色及構造 白色鐵造四角櫓形
自基礎 至燈火高 一五米三〇
自平均水面 至燈火高 一六六米三〇
等級及燈質 無等電燈不動白光
明 弧 全度

一、一、一
燭光 數 四〇〇

光達 距離 晴天 / 夜 十三理半
記事 本燈臺は「看守員ヲ常置セテ燈火消滅ノ時ハ
之が復舊迄多少ノ時間ヲ要ス

官報彙報

○陸海軍

軍

◎水路部告示第一三號（四〇三項……四三八項）

昭和九年三月三十日

水路部長 小野彌一

・九年四〇四項

本洲北西岸 — 見島 燈臺設置

記事 見島東方山頂 = 見島燈臺設置ノル 昭和九年四月一日
位置 見島東方山頂 (111) 131°

Lat. 34° 46.2' N. Long. 138° 00' E.

(概位)

燈記 F. 136m. I 3 1/2 M. (U)

細目 燈質不動白光(電燈)・燈高平均水面上 136米。

高潮面上 446呎。 碩上 15米。 光達 13.5哩。

燭光數 1120。 燭光無變。 明滅全無。 燭塔皆漆

④ ①

鐵造四角樺形・無着守・見島村役場管理

海圖 186 149 196 1008 180 162 28 1007 800 1A

誌類 + 誌 1B 27 頁 + 誌 100A 435 頁 2 (樺入)

出所 山口縣

② 水路部出水標「日曉」(ヤハナ標) --- <III (標)

昭和九年六月十八日

水路部標之點標

(19) 誌 100A (二) 435 頁 2 見島燈臺燈高平均水面上標中「136米」
「166米」= 訂正 (山口縣阿武郡見島村役場)

(21) 9年 404 項

9年 404 項 (誌 1B 27 頁 貼付用別紙共) 燈高平均水面上「136米」

「166米」= 高潮面上「446呎」、「545呎」= 訂正

(山口縣阿武郡見島村役場)

見島村歳入歳出(決算額)		此項計上	
年度	歳	年度	歳
明治三十六	四〇六四九一〇厘	三八九六三七四厘	大正九年
三十七	一九〇一八一三	一六一五一〇	十年
三十八	二一五七三三	一八三一四七三	十一年
三十九	二一五六〇九	二〇三四九六二	十二年
四十	二三一六九二七	二〇八一七二三	十三年
四十一	二六六一三六一	二五〇三七七一	十四年
四十二	二四五六二四	二二四九八一九	昭和元年
四十三	二六一七〇八一	二三九六九〇五	二年
四十四	三一四六三〇一	二八六五七五五	三年
大正元年	三六三八〇〇七	三一七〇九〇二	四年
二年	一一七二三六四	三二四三二五九	五年
三年	一五四七九九三	五八七八八〇五	六年
四年	一五六三四九〇三	一五二二五七三	七年
五年	六一三四八九〇	五一七九八五〇	八年
六年	六〇七九一七〇	五四八三一〇〇	
七年	六二八五〇八〇	五三七八八六〇	
八年	八六〇九二〇	七六五〇五四〇	

見島村葬儀用具使用料條例

西和ノ年九月ニ
葬節

第一條 本村ハ本村葬儀用具ヲ使用ス

ル者ヨリ左ノ使用料ヲ徵收ス

一、死亡者ノ年齢十四年以上ナルトキ

金一圓

二、死亡者ノ年齢十四年未満ナルトキ

金五十錢

第二條 葬儀用具ヲ使用セントスル者

ハ村長ニ願出テ許可ヲ受ケベシ

第三條 使用料ハ前條ニ依リ許可ヲ爲

シタルトキ之ヲ徵收ス

前項ノ使用料ハ其ノ納付後使用ヲ取

消ストアルモ之ヲ還付セズ

第四條 官公費ノ救助ヲ受クル者ニ對

シテハ使用料ヲ徵收セズ

村長ニ於テ使用料ヲ納付スルノ資力

ノナシト認メタル者ニ對シテハ使用料

全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

第

第五條 第二條ノ許可ヲ受ケズシテ葬

儀用具ヲ使用シタル者ハ五圓以下ノ

過料ニ處シ且其ノ使用ニ對シテハ第

一條ノ使用料ヲ徵收ス

附則

本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ニ基役借入金をす
貢奉年年

見島村葬儀用具使用料條例案理由書
本村ニ於ケル葬儀ハ毎回棺ヲ上輿形ニ新
調シ之ニ色紙ヲ用ヒテ裝飾シ白日莊嚴ニ
之ヲ行フ蓋上世厚葬ノ遺風ニシテ贊稱ス
ベキモノナリト雖近來其ノ分ヲ踰ヘ驕奢
ニ流レントスルノ弊アリ且毎回棺ノ新調
ニ要スル費金モ亦尠少ナラザレバ現下ノ
經濟難局ニ當リテハ一層之ガ改善ノ必要
ヲ認メタルニ依リ今回本村ニ葬儀用具ヲ

設備シ之ヲ一般村民ニ使用セシメ以テ冗費ノ節約ヲ圖ルト共ニ使用料ヲ徵シテ村民費ノ財源ヲ補ハントス仍テ本條例ヲ設ケル所以ナリ

種別		第三種 燈明台敷地		一官有地 (大正二年未調)		村勢一班 (官有地ヨリ二三選舉有權者數マテハ編纂當初、調査ナリ)	
種別		地目		反別		筆數	
種別		田畠		二段四畝二歩		一三	
種別		烟畠		一七二五段二		筆數	
種別		完地		二五二六六一九		一三	
種別		池沼		二三六六〇三		筆數	
種別		山林		〇〇〇六		一三	
種別		雜種地		一九六八六一九		筆數	
種別		計		六三一〇五〇七		一三	
種別		三民有地		三三八		筆數	
種別		反別		四〇九〇		一三	
種別		畠		二二八三		筆數	
種別		池		四二〇		一三	
種別		沼		三七二二		筆數	
種別		山		五〇〇		一三	
種別		林		一一二〇		筆數	
種別		雜種地		一一二〇		一三	
種別		計		一一二〇		筆數	
種別		三民有地		一一二〇		一三	
種別		反別		一一二〇		筆數	
種別		畠		一一二〇		一三	
種別		池		一一二〇		筆數	
種別		沼		一一二〇		一三	
種別		山		一一二〇		筆數	
種別		林		一一二〇		一三	
種別		雜種地		一一二〇		筆數	
種別		計		一一二〇		一三	
種別		三民有地		一一二〇		筆數	
種別		反別		一一二〇		一三	
種別		畠		一一二〇		筆數	
種別		池		一一二〇		一三	
種別		沼		一一二〇		筆數	
種別		山		一一二〇		一三	
種別		林		一一二〇		筆數	
種別		雜種地		一一二〇		一三	
種別		計		一一二〇		筆數	
種別		三民有地		一一二〇		一三	
種別		反別		一一二〇		筆數	
種別		畠		一一二〇		一三	
種別		池		一一二〇		筆數	
種別		沼		一一二〇		一三	
種別		山		一一二〇		筆數	
種別		林		一一二〇		一三	
種別		雜種地		一一二〇		筆數	
種別		計		一一二〇		一三	
種別		三民有地		一一二〇		筆數	
種別		反別		一一二〇		一三	
種別		畠		一一二〇		筆數	
種別		池		一一二〇		一三	
種別		沼		一一二〇		筆數	
種別		山		一一二〇		一三	
種別		林		一一二〇		筆數	
種別		雜種地		一一二〇		一三	
種別		計		一一二〇		筆數	
種別		三民有地		一一二〇		一三	
種別		反別		一一二〇		筆數	
種別		畠		一一二〇		一三	
種別		池		一一二〇		筆數	
種別		沼		一一二〇		一三	
種別		山		一一二〇		筆數	
種別		林		一一二〇		一三	
種別		雜種地		一一二〇		筆數	
種別		計		一一二〇		一三	
種別		三民有地		一一二〇		筆數	
種別		反別		一一二〇		一三	
種別		畠		一一二〇		筆數	
種別		池		一一二〇		一三	
種別		沼		一一二〇		一三	
種別		山		一一二〇		筆數	
種別							

四 戶 數 (大正二年 末 調)

住

字 別

士族 平民

三五。 計

士族 平民

三九九 計

本村

八三四二

九四

四四四

八〇一

八二

四七三

四八一

計

五人 口

平 民

三一〇五三六

二二三六〇

二二二九九一五

一九四一

九六五四一

計

本

平 民

一三三二二〇〇

二二二九九一五

一九四一

九六五四一

計

津 村

平 民

一三三二二〇〇

二二二九九一五

一九四一

計

宇津 村

平 民

一三三二二〇〇

二二二九九一五

計

外國行

平 民

一三三二二〇〇

二二二九九一五

計

六人 口

平 民

一三三二二〇〇

二二二九九一五

計

男女

平 民

一三三二二〇〇

二二二九九一五

小麥

一四二三

一一六九

一一六四

一七七一

五四五

二九

六一七

六一六

二一六

二一六

穀米

一九八

三五六九

三五九

六一三

二一六

一六

一六

一六

一六

一六

大麥

一四二三

一一六九

一一六四

一七七一

五四五

二九

六一七

六一六

二一六

二一六

裸麥

一四二三

一一六九

一一六四

一七七一

五四五

二九

六一七

六一六

二一六

二一六

穀類

一四二三

一一六九

一一六四

一七七一

五四五

二九

六一七

六一六

二一六

二一六

穀價

一四二三

一一六九

一一六四

一七七一

五四五

二九

六一七

六一六

二一六

二一六

穀格

一四二三

一一六九

一一六四

年次	種別	牛畜	頭數	出產	賣
明治三十九年	内國種	牝	計	頭數	價格
四十一年	五五。二	一八六一。	二〇一	一四五	四七六。
四十二年	五三四	一三一	二六五	一七四	六九三六
四十三年	五五。九	九一六二五	二二五	二三一	六三四三
四十四年	一四。七三四	一〇二六五二	一一八〇	一九〇	四五五六
四十五年	二八一	二一二	一九〇	一九〇	四五五

			大正元年	五九九	一三二	七二一	三一三	二二八	六四九三
			"二年	六三一	一三三	七六四	二七二	二二〇	五九五四
			地租	一三、	國稅	(大正二年)			
			所得稅						
			官業稅						
			醬油稅						
			計						
			一七五七、四〇五						
			八、七四。						
			狩獵稅	一七〇四	六六三二。	六七八六	六六三二。	六七八六	六七八六。
			四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
			官業割	六七、六	六七、六	六七、六	六七、六	六七、六	六七、六
			地租割	四六三二。	四六三二。	四六三二。	四六三二。	四六三二。	四六三二。
			雜種稅	五九六。	五九六。	五九六。	五九六。	五九六。	五九六。
			所侵稅付加稅	六七、六	六七、六	六七、六	六七、六	六七、六	六七、六
			戶數割	六七、六	六七、六	六七、六	六七、六	六七、六	六七、六
			管業割	六七、六	六七、六	六七、六	六七、六	六七、六	六七、六

科 目		金額
科 目		金額
財産ヨリ生ズル收入	四五、二六。厘	四五、二六。厘
使用料手數料	五六三。〇〇〇	五六三。〇〇〇
交付 付 金	六五、二六。〇〇〇	六五、二六。〇〇〇
税	三二八三、八三。〇〇〇	三二八三、八三。〇〇〇
村 墓 出 豫 算	合計	前年度繰越金
一四二四。〇〇〇	三年度	二一〇〇〇
三二〇〇〇		三六九四、九五。
土木費		
教育費		
一五九二。〇〇〇		
一三〇〇〇		
一五九二。〇〇〇		

傳染病豫防費	四二〇〇〇
汚物掃除費	八〇〇〇
勸業請負費	三八〇〇〇
基本財產造成費	一三〇〇〇
豫備費	一〇七〇〇
積立金穀	二〇八二〇
隔離病舍費	〇臨時部計

隔離病舍費	一二〇〇〇
諸稅及負擔	一三三九七〇
公金取扱費	一八〇〇〇
經常部計	三六五九一三〇
補助金	一五〇〇〇

公園費	一一一
漁船	一〇三
傳馬船	七四
雜	六二
勞働者	五二
合計	八二四

隔離病舍費	一一一
諸稅及負擔	一三三九七〇
公金取扱費	一八〇〇〇
經常部計	三六五九一三〇
補助金	一五〇〇〇

傳染病豫防費	四二〇〇〇
勸業請負費	三八〇〇〇
基本財產造成費	一三〇〇〇
豫備費	一〇七〇〇
積立金穀	二〇八二〇
隔離病舍費	〇臨時部計

隔離病舍費	一二〇〇〇
諸稅及負擔	一三三九七〇
公金取扱費	一八〇〇〇
經常部計	三六五九一三〇
補助金	一五〇〇〇

公園費	一一一
漁船	一〇三
傳馬船	七四
雜	六二
勞働者	五二
合計	八二四

隔離病舍費	一一一
諸稅及負擔	一三三九七〇
公金取扱費	一八〇〇〇
經常部計	三六五九一三〇
補助金	一五〇〇〇

傳染病豫防費	四二〇〇〇
勸業請負費	三八〇〇〇
基本財產造成費	一三〇〇〇
豫備費	一〇七〇〇
積立金穀	二〇八二〇
隔離病舍費	〇臨時部計

隔離病舍費	一二〇〇〇
諸稅及負擔	一三三九七〇
公金取扱費	一八〇〇〇
經常部計	三六五九一三〇
補助金	一五〇〇〇

公園費	一一一
漁船	一〇三
傳馬船	七四
雜	六二
勞働者	五二
合計	八二四

隔離病舍費	一一一
諸稅及負擔	一三三九七〇
公金取扱費	一八〇〇〇
經常部計	三六五九一三〇
補助金	一五〇〇〇

傳染病豫防費	四二〇〇〇
勸業請負費	三八〇〇〇
基本財產造成費	一三〇〇〇
豫備費	一〇七〇〇
積立金穀	二〇八二〇
隔離病舍費	〇臨時部計

隔離病舍費	一二〇〇〇
諸稅及負擔	一三三九七〇
公金取扱費	一八〇〇〇
經常部計	三六五九一三〇
補助金	一五〇〇〇

公園費	一一一
漁船	一〇三
傳馬船	七四
雜	六二
勞働者	五二
合計	八二四

隔離病舍費	一一一
諸稅及負擔	一三三九七〇
公金取扱費	一八〇〇〇
經常部計	三六五九一三〇
補助金	一五〇〇〇

傳染病豫防費	四二〇〇〇
勸業請負費	三八〇〇〇
基本財產造成費	一三〇〇〇
豫備費	一〇七〇〇
積立金穀	二〇八二〇
隔離病舍費	〇臨時部計

隔離病舍費	一二〇〇〇
諸稅及負擔	一三三九七〇
公金取扱費	一八〇〇〇
經常部計	三六五九一三〇
補助金	一五〇〇〇

公園費	一一一
漁船	一〇三
傳馬船	七四
雜	六二
勞働者	五二
合計	八二四

隔離病舍費	一一一
諸稅及負擔	一三三九七〇
公金取扱費	一八〇〇〇
經常部計	三六五九一三〇
補助金	一五〇〇〇

(代用小冊子轉載)

見島村チコニボ出土品特に鎧帶とその年代
山口縣阿武郡見島村の遺跡遺物について「考古學雜誌」(第十四卷第3号)に於て三輪善之助氏の畠報があり、また山口高等學校の「山高御土史研究會考古學報告書」に於いても匹田直・私津史文・小川五郎・三宅宗悦・姉川徳義の五氏が見島文化の研究と題して當島の位置地勢土器包含地群集古墳チコニボ發見の人骨金石文懸佛金石等について詳細なる報告を試みられ其の全般を知ることが出来るが、私も亦本年八月公務出張の折新に知り得た二三の資料を手に入れることができたから附記する。あらう

當村の土器を出土する地点として現在までに知り得た箇所は大字本村の字薬師畠の小學校農業實習地及び字浦小瀬に在る宮寄山の二所であるが、三輪氏渡島の頃はまた前者について知られてゐなかつたらしく、「見島文化の研究」には「土器包含地」として此の地が挙げられ小學校庭に散布を見よとすれば該地の包含地であつた事は確実であると見え此処

より出土したる土器の大きさ色調等を言及されて居る吾人の踏査した時も亦土器片を此の地点より採集し南面する断層に於て約五寸の包含層の存在を認めたのであつたが包含状態は甚生々が祝部と混在して無々と見られる程度に過ぎない、この包含層に於て一つ注目すべきことは石器又は石片が一点も採集されてゐない、又し得なかつたことである。今採集し得た土器並びに保存されて居る土器についてその特徴を見るに、その殆んど全部が手捏の焼成稍堅き部類のものであつて一般に褐色を呈してゐる見島出土遺物のうちに特に私の興味を惹いたものは「チコニボ」と呼ぶ古墳出土品であつた。「チコニボ」と呼ぶ群集古墳は横浦と称する海濱の殆んど全体へあって海添りに百数十基ありと称せられ未発掘の中も相当ある。(前記諸氏もこれに注意する所多かつたと見え)同書には詳細なる報道をされてゐる従つて墳の構造その他一般については同書を参照されたい。吾人はこのチコニボの一を昭和八年の夏同村にて發掘されし時出土した遺物についてのみ一言したい。

昭和八年七月十一日に発掘された古墳から直刀断片一口分(稍不足)祝部土器完形三箇の外破片少々及び第五、第六回に示す青銅製帶金具等が出土して居る

第五回は出土の鎍帶全部を示し、六回は其のうち特徴あるもの、み
を掲げた。亦六回の右上は鎍具にして日本及び朝鮮各地出土品の大部
には獸鳥草等の裝飾が半肉彫又は透彫にて施されて居るに反し、當村
出土の鎍具、鉢尾及び鎍には裝飾も施されてゐないのは一つの特徴と見ら
べ、又鎍具の游動金具（帶革の孔に入るべき尖出せる金具）及びそれの
臺とも見らるべき環の二者が各地出土品に比し、縱に長く横に短かることも亦
その特徴とするべくあらう。例へば筑前國飯塚町西町出土例或は朝鮮慶
尚北道達城郡達西面内唐洞第三十七号墳出土の銀製鎍帶金具（朝鮮總督
府天正十二年度古蹟調査報告書一冊）の「二十六回版の二」の如き、時に後者は
その鎍具に彫刻なき穴より多く當村出土の鎍具に類似するも游動金
具が長く從つて環も亦横に長く成り形の上に於て一致しない、同じく鎍具
の内で馬具の鎍具には往々見島例と类似するものはあるが裝飾具
としての鎍具には寡聞にして未だ其の例を知らぬ、而して「筑後將士
軍説」の第五に示された鎍具も亦稍見島例に类似するとは云へ環
が半円形になつてゐるが、これと相違する。しかし若しこれと类似する
傳世品を求むることが許されば、故高橋健自博士著の「歴世財物
國說」上巻の五十三に示された河内國南河内郡土師神社藏の國宝鎍帶
具こそ最も近似するものであらう。同博士のこれに対する説明によれば

「社傳に菅公所用」と傳ふることが鎍帶の裝飾から推一国にさす実年代に於て
肯定される」と断じてゐられるのである。とは云へこの类似は唯だ私ども游
動金具と環の形式が著しく似ることを指示するにとまり鎍帶に至つて
は彼此类似するとは称し難い。

第六回右下は鉢尾にして五本の鎍みて表裏を接続しその断面は右端即ち
帶革の尾端を插入すべし、部分のみ上下の離れこの隙間は亦六回左側に示す
諸品を通じて知ら如く。二サンチ（一分五厘）を出でざることからこれらの金具を
密着させた革の厚さも亦二サンチ内外の厚さであつたと判断せしめる

鎍具と鉢尾の二者は各一箇出土した。

第六回左上に示した方形の鎍は全部で四個出土し、その各は四本の鎍を用ひ
て表裏を接続する如くしてゐる。四個の内三箇は一端に近く表裏共よ
うに如く長方形の孔を穿ち残り一箇は裏面にのみ長方孔を穿つてゐる。

第六回左中の同形二箇は半円の鎍であつて各三鎍を用ひこれに長方
孔を表裏に有する二箇裏面のみあるもの六箇の計八箇出土し大きさ
から云へば方形と半円の两者を通じて長方形の一つ有するとの表裏に二つある

ゆつは同大である前述筑後將士軍談には本図の3に類する方形鎍にして長方孔あらもの及び孔のなまものと示してあるがこの二者が見島例と同断なりや詳らかにし得ないしかしながら幸にもこの二者に酷似する類例は陸中國騰澤郡金寄村大字西根発掘の青銅鎍に見られ故高橋博士の著「埴輪及裝身具」(考古學講座)の二二六頁に図示されてあるこれに依れば西根發掘の方が長方孔稍長くあけられてゐるの相異を見るのみにして大きさも略同じと見らるる

最後に第六圖左下に示した三鉢を有する心葉形类似の小金具は一箇出土したつゝであるがこれも矢張り鎍の一種なるべく考へてゐるのは表裏間隙が方形半円形のそれと一致する点を持つからである

當村出土の鎍帶は金具全部で十五箇は大略右の如き特徴を有するのであるが次に起る當然の問題として然らばこれを如何に附着せしめたかと云ふことである後世の唐制模倣時代の制式を示す鎍帶の例を引用すると長方形が「巡方」に當り半円形が「丸鞠」に當りやとは何人も想像し得る所であるが全部で十五箇の出土を見たこれらの金具を若し十五箇を以て出

土のまゝにして散逸せざりしこすれば腰の周囲に配置するに當つて當然各箇の間隔を相当空けなければならぬ然らばと並ほど間隔を保ちとして方形と半円の二者を如何に並べたるかに就いては爰では想像以上に出づるものでなが幸にも故高橋博士著の前述書五十二に示された正倉院御物鎍帶及び同書八十八に示された右より稍時代の下の石帶の配置を以て或程度まで推察することが出来る即ち前者に依れば鎍具より鎍に至るまでの間には相当の間隔を置き而して一箇の方形具と三箇の半円具を並置し次に又相当の間隔を置いて三箇の半円具と二箇の方形具及び一箇の半円具を密着せしめ鎍具鉢尾を合して十二箇の金具を使用して居る

右より推して考ふるに後世石帶の用ひらう時代となりて巡方即ち方形の鎍を附したら帶と丸鞠即ち半円の鎍を附した帶に分け前者は重々儀式に後者は軽々儀式に用ひる如く方形帶と半円帶の用途を異らしめたのは相違し正倉院御物を見ると古き時代に於ては方形半円具の二者を一帯に配置したら如く考へる而して見島例は如何に用ひたるかは詳らかにしないがかかる長方形が或る時は表裏にあらものは裏面にのみあり兩者を通

して表裏に長方孔を有するもの五箇、裏面の二つのもの七箇なるの事實に依て、長方孔の用途たら何ものかとこの孔に通して懸垂せしむべき用意なる旨より考へ長方孔あら部を帶革の下部に揃へて密着せしむるも表裏並に裏面に長方孔あるものを如何に並べたらかが疑問となるもを得ない、これらの長方形が果して或るものとこれに通して懸垂に用ふる用意とすればそしてその目的の為に裏面にのみ一箇の長方孔しか有しないで役立つてゐたもの、あるいはに態々表裏ニヶ所に施してゐるには何か理由がなければならぬと考へられる思ふに表裏ニヶ所にあらものを以て刀の如き比較的重きものを、裏面のみに孔あらものは他の裝飾を懸垂するに用ひたるに非ずやとも愚考せしむるがこれとてむとより想像の產物であつて、古代人に於ては、或はニヶ所、一ヶ所の孔には右の如き、區別を用ひずして漫然と孔を作つたのもしれない。しかし方形、半円具の區別は、何等かの意義を表はしてあらじ相違ない。

今回帶について各地の出土品を見るに朝鮮に於て前述書達西面第三十七号墳出土例では、鏽はすべて心葉形を成し、同書四版第七十七(第五十号墳出土)では透彫を有する方形の鏽であり、同五十五号墳出土(第九十六四版)

も亦前者に酷似せる方形鏽であり、同書第亜九号墳出土(四版第百二十七)品も亦略方形の鏽のみであり更に濱田青陵博士著の「慶州の金冠塚」に見ゆる金冠塚出土黃金鏽帶も透彫あり方形のみでありまた梅原末治氏著「佐味田及新山古墳研究」にあり新山出土のそれも透彫あり長方形の鏽のみを示されてゐる

右に挙げた鏽帶は殆んど金又は銀製品であるがその形に示された事實より推察するに見島出土例を二本の鏽帶と見ることは鉗具及び鉈尾が各箇なるを以て到底許されない、どうしても出土の十五箇は一本の鏽帶と見なければならぬ即ち一本の鏽帶に於て前述の如き後世の丸薬と巡方の两者を併用してゐるのは前記の古き諸例を通じて決して類例なきを思はしめ且は古式の鏽帶の殆んど全部が平板に透彫又は貴金属製なる事實を通じて見島出土品は前述の如く正倉院御物に見るもの或は土師神社藏の如きものの行はれた比較的後世のものに近きを思はしめる況んや既述の如く鉗具の如きも時代を降る右の二者と對比すれば著しい類似を覺え且はチコシボ以外の見島出土の土器がひとしく稱生式とは称しながら製作焼

成等後世の土師器に近似するのみならず石器を伴はざるより推考しても、見島そのものの歴史が本邦中央文化の末梢に在つて未だ中央に先んじて文化を攝取せしものに非ざるかに考へられるこのことは見島が本邦を二三十里離れた日本海中に在りて朝鮮に近く從つて一見大陸文化を直接早くより受け入れたらしく想像せしむることと相違してゐる。

斯くの如く考察することから吾人はこの鎊帶がたゞい形式上「漢民族の所謂胡服系に屬」してゐる（高橋博士著「埴輪及裝身具」二二六頁）としても直ちに以て大陸よりの傳來品と推定することの危険を感じむ。我が中央より派遣又は流島されし相當有力なる者の所持品なるべしと推察するに穩當なるを感ずるものであるこれと共に前述陸中西根出土の鎊帶亦今その件出品を詳らかヨリなが殆んど見島と相距る遠からざる時代のものと考へらる即ち奈良時代を遠く遡らざる時期に比定せんとするものであるが周知の如く佛式大葬の流行が雄大な墳墓の營造を漸次廢棄せしめたのは矢張り畿内が他の地方より早かつたと解すべく然らば見島の如きは遠隔の地に於ては中央に於て

巨大なる石を用ひ古墳の漸減せしにも拘はらず未だデコシボと称する組合式石棺を有する古墳を營んで居たとしても敢て不思議ではないであらう而しその古墳たるや海濱の比較的大なる石を利用して堅穴式に葬りたるにとまりこれに封土もなき現状は將に古墳營造の末期なりと考へしめるかの様である。

これを要するにデコシボ出土鎊帶は我國に於ける發見例も極めて少く且つ比較的完全に保存されてることは郷土史研究上詢に喜ぶべきことであつてこの遺物も亦出土の見島村に於て長く教材として保存さるゝことを冀はざるを得ない。

私がこの印刷物を通じて郷土の有識者に特に願ひたることは何時如何なるものが土中より出ることあつても及びそしてそれらのものが遽かに判断し難きものであつても且は一般人の考へてゐてあまり價值ありと思はれないものであつても祖先の遺物たることを考へ適當に保存され機會を見てその性質を明らかにされんことを望むものである。

終ニ本稿ヲ物スルニ當り大井村ニ於テハ村長山根辨作氏小學校長山根禮輔氏

同訓導小田芳雄氏見島村、於テハ村役場諸氏小學校長池田彦三氏田中太郎氏山谷永一氏長谷川徳太郎氏左野英太郎氏諸賢ノ御援助ヲ賜ツタコトヲ銘記シ謝意ヲ表スルモノデアルマタ第一回ト第三回ハ弘津史文氏が藤本瀧江氏ニ贈ラレタモノデアルガコレガ利用ニ當リ快ク承諾サレタ藤本氏ノ御好意ニ對シテモ厚ク御礼申上ゲネバナラヌ猶本稿ニツイテ博雅ノ叱正ヲ乞ヒ得バ甚ダ幸福デアル

(後考) 本稿の前半て大井村円光寺古墳生土の近くにあり之と
掲げずしてや文末尾の第一回半をふん必有あり

す焉の至文のまゝと存す

第五、六回を後り苟不れるトス

昭和十六年度山縣阿武郡見島村特別會計 渡船事業費歳入歳出豫算

歳入

歳時部 諸算書

通文局 項補貴

一金 万貳千四百
歲出合計金 万貳千四百

小字筆名ミ 構四

正木部差引之ヲ缺ク
正木部差引之ヲ缺ク

殘金 ナシ

陳情書

國家未曾有の重大時局下國策遂行の爲め
夙夜御精勵御劇務中突然請願の件高聞
に達し尊慮を煩はし候段寔に恐入候へども
國際關係最も緊迫せし今日軍事上重要位置
を占むる當村防衛上並に振興上一日の苟且を
許されざり何卒御賢察を賜はり度懇願仕候

請願の件左記詳述仕候

見島村萩市間ニ定期航海開設ノ件

見島村日本海ノ一孤島ミシテ萩市ノ西北二十五浬
地點ニ位シ周囲四里十六町戸數四百人口二千二百ヲ
算ス十二部落ニ區劃シ農漁ヲ以テ生業トス全島

火山質ニシテ地味肥沃耕作田地百八十町歩畠百六十町歩山林二百五十町歩河湖無ノ純天水作十六明治年間旱魃屢々襲來シテ巨債ヲ釀シ將ミ滅七八危機ニ遭遇セシコトアリシモ全村民奮然蹶起協力一致寢食ヲ忘レテ還債ニ没頭努力カノ結果明治ノ末期遂ニ巨債ヲ完済シテ自力更生ノ榮冠ヲ戴クコトヲ得タリ斯ノ三十年間ノ苦心慄澹ヲ再びセザフシガタメ協同一致ヲ唯一ノ信條トシテ勤儉力行荒急相誠メ自給自足ト餘剩蓄積ヲ目標トシテ往來三十年今日ニ及ビ漸ク平和郷ノ理想ニ到達セントセシガ偶ニ、今次事變勃發シテ物價ハ次第ニ騰貴シ生産資材ノ配給円滑ヲ缺キ加フルニ勞力亦不足ノ爲メ生産上ノ辛苦ニ

大イニ高マリタハ更ニ一大發奮ヲ要スル時期ニ直面スルニ至レリ

然ルニ日本海ハ初秋ヨリ翌年晚春ニ亘ル約半年間ハ荒天多キタメ百三十戸ノ漁民ハ屢々波浪ヲ侵シテ出港スルコトアルモ運搬船小形ニシテ缺航スルコトアルヲ以テ為メニ商機ヲ失シテ魚價下落ノ不利ヲ招クコトアル、或ハ生産資材延着ノタメ農漁トモ好機ヲ逸シテ損失ヲ招クコト勘カラズ

村治上、於テモ各官廳其ノ他ヨリノ文書延着ニテ失機多キヲ免レズ加フルニ僅々一日間ノ公務出張者が時化ニ出會スレバ五、六日間時トシテハ七、八日間空シク滯在シテ事務堆積ノ上ニ多額ノ旅費ヲ要スルコトモアレハ、或ハ

緊急事件ノ出張モ船便杜絶ノタメ缺席スルノ已ム幸
コトモ年間幾回ナルヲ知ラズ近來監督官廳ヨリノ出張
モ大イニ回數ヲ減ゼラレテ上意下達ノ徹底ヲ缺クコトアリ
或ハ緊急要件ノ遲延スルコトモアリテ國策即應上ニエ
支障ヲ來スコト多々アルヲ遺憾トス

又村民一個人ニ取りテ偶々重病人アリテ村外ヨリ医師ヲ
迎フル要アルカ、或ハ出養生セントスルモ連日船便ナキトキハ
可惜一命ヲ失フ者モ少シトセズ父母ノ不幸其ノ他凶事ヲ
電報セラレタル旅先ノ子女ガ急遽歸村セント焦慮スルモ
時化ニテ船便ナキトキハ臨終ニモ葬儀ニミ合ハザル悲
惨事ヲモ見ルコトアリ

殊ニ最モ戒慎ス可キハ充員召集ノ一默ニテ事變以來村當

局ヨリ應召者ニ特ニ警告告ヒテ豫ノ餘分ノ日數ヲ見込
ムテ早目ニ出發セシメタル為メ殆ド失期ナカリニモ最近
ノ如ク燃料ノ不足モ加味セラレテ航行回數ノ著シケン減少
セルニ於テハ今後果シテ失態ナキカ否カハ豫測シ難ク此ノ
點實ニ憂懼ニ堪ヘザルナリ

以上ノ如ク諸般ニ至ル不便不利茲ニ全村經濟上ノ損失ハ
蓋シ甚シナラザルヲ以テ冬季ノ大荒ヲ除ク外八年間ヲ
通ジテ毎日若クハ少クトモ隔日ニ一向ノ定期航海ヲ開始ス
最近日一日ト交通ノ敏速ヲ要スルニ反比例シテ益々不便ト
ナリタルタメ多年ノ隱忍モ遂ニ爆烈的ノ輿論トナリテ現ハ
レ一星速ニ之ガ實現ヲ計レト村當局ニ迫ルニ至リ即チ

五月三日ノ村席會ニ於テモ極力之ガ促進ラ要請セシ
タルヲ以テ本問題ニ付特ニ五月八日臨時村會ヲ招集シテ
意見ヲ徵シタルニ忽チ全會一致可決セラレ促進委員ヲ
設ケテ急速請願ス可キコトヲ決議セラレタル次第ナルヲ
以テ左記計畫書ノ通り速ニ實現セムコトヲ切望シテ
己マザルナリ

計畫書

一、見島村宇津港ヲ基點トシヨリ字本村ニ通ジル
町村道ニハ糸ノ縣道ニ編入セラレタキコト

理由

見島ハ日本海西部ニ於ケル水產上最モ有利ノ位置ニ
在リテ環海魚族ノ多種多様ナルコト漁獲ノ容易ニシテ

豊富ナルコト全國有數ノ地位ヲ占ムルコトハ水產業者
ノ夙ニ着目セル所ニシテ水產山口縣ニ取リテ重要ナル根據
地ト謂フ可シ隨テ今後先づ現在ノ小規模ノ避難港ヲ
擴張修築シテ安全ナル船溜ヲ設置シ以テ多數漁船ノ
碇泊ニ便ナラシメ魚群探見飛行機基地ヲ當村ニ設ケ
一面魚市場ヲ開設シ字宇津ト字本村間ノ道路ヲ
縣道ニ擴張シテ風向ノ如何ニ因ラズ兩港中ノ何レヨリ
ニテモ迅速ニ鮮魚ヲ村外ニ搬出スルヲ得バ本縣水產
業ノ發展ニ寄與スルコトナルモノアルヲ確信スルナリ
繩ツテ庫事上ヨリ考察スルモ庫機保護法適用地ナル
開原上防空警報ノ傳達並監視哨員勤務ノ徹底
ヲ期スルタメ本村宇津間ノ通信及ビ交通敏速化ノ要ア

ルヲ以テ未設置ノ電話ノ架設ト相待チテ道路修築ノ急務タルヲ痛感スル所以ナリ

二、定期航海船建造費補助請願ノ件

理由

從來就航セル航運船ハ補助機関附和船型一四・九噸（四五馬力）ノモノ一隻二一・九噸（四〇馬力）ノモノ一隻、一・九噸（二五馬力）ノモノ一隻計三隻ナルガ何レモ小形ナルタメ波浪高キ時ハ航行不可能ナル上ニ船齡モ既ニ六年乃至十一年ニ達セルヲ以テ途中突發ノ時化ニ遭遇スルコトアラニカ其ノ危險渺カズ加フルニ何レモ個人經營ナルヲ以テ乗客又ハ貨物ノ都合ニ依リテハ三隻共同日ニ出航スル等自由行動

ヲ執リ不便甚カラザルヲ以テ屢々警告シ順番ヲ協定セシメテ一日一隻宛トセシモ曰ナラズシテ協定ヲ破棄スルヲ例トシテ既ニ數年ヲ経過セリ

然ルニ一方底曳網手縄船ハ三十餘噸（八〇馬力）アルヲ以テ颱風等ノ場合ヲ除ク外冬期、荒海ニテモ三、四日間冲合ニ操業シテ些ノ危険モナク所謂「時化知らず」ノ實績ニ徴シ之ト同等以上ノ優秀船新造ノ急務ナルヲ痛感セシタル所以ニシテ之が定期航行開始ノ曉ニ既往ノアラユエル不便不利ハ勿チ一掃セラレ全村初メテ文化ノ惠澤、裕シ得ルノトナム現下國策即應ノ可能性ヲモ具ヘ得ルヲ以テ所要ノ新船二隻ヲ建造シテ村營ノ定期航海ヲ、開始セントスルモ奈何セシ從來僅ニ自給自足程度以上セ

皇委長
河内局長ト
共出頭シ
和事直接
陳情セハ
六月三日也

餘財ノ蓄積ナキ當村トシテハ建造資金ノ準備ナキヲ以テ時局下縣財政ニ亦緊縮状態ニ置カルコトハ充分諒解シワモ出來得ル限り高率ノ縣費補助ヲ仰ギテ速カニ所期ノ目的ヲ達成シ以テ村勢ノ伸展ヲ計ラムコトヲ切望スルナリ

上述の次第に有之候に付何卒格別の御詮議を以て右請願の件御採用ありむことを茲に謹みて陳情仕候也

昭和十六年五月日

見島村長長松友吉

山口縣知事武井群嗣殿

議案第八號

定期航海船新設一件

本村ハ海路交通為メ定期航海船ヲ左ノ通り
昭和十六年度ニ於テ新設スルモノトス

一、航海船々數
二、船種類
三、船總噸數
四、船馬力數
五、施設費豫算

一金七萬圓
總施設費
貳隻

日本形帆船補助發動機關附
三十七噸一隻十八噸一隻
百五馬力隻四五馬力一隻

總施設費

内

金六万八千円

航海船購入費
設備費

金五万円

縣費補助金
寄附金

六、費金支出方法

昭和十六年五月八日提出

昭和十六年三月一日

見島村長 長松友吉

一、定期航海船新設件

見島村ト萩市間ニ定期船航行ノ必要ハ多年木民一同ノ懇案
ナリシモ資金調達ノ困難其他ノ事情面リ實現ノ運びニ至ラ
ザリシガ國蒙未曾有ノ重大時局下充員應召ノ故速化ハ勿論般
人件物件ノ移動亦迅速ヲ要スル關係上益々其緊急ヲ痛感
セルハ是裏ニ四月八日見島信用購買販賣利用組合ノ総會
テ之が實施ヲ決議セラレタル徵スルモ明カル所ニシテ今更ニ村常
會亦テ見島郵便局長河内委員ヨリモ同様ノ提案アリテ常會
員同モ大賛成ヲ表シタル有様ナレバ一日モ速ニ實現ノ要アルヲ
認メタルニ由ル

(備考)

宗胡船、同型二隻、全額縣費、出願セシモ
豫算、按配上、都合アリトテ、承認セレズ
結局一隻、全額御ゆ(五万円)、止メ

長松尚署

議案第九號

見島村臨時文化促進委員規程設定件

見島村臨時文化促進委員規程左、通定ム

昭和十六年五月八日提出

見島村長 長松 友吉

見島村臨時文化促進委員規程

第一條 本村ハ町村制第十九條ニ依リ、勸業事務ニ付臨時
文化促進委員五名ヲ置ク
委員ノ任期ハ四箇年トス

委員中、欠員ヲ生ジタルトキハ、補闕選舉ヲ行フ
補闕選舉ニ依リ就任シル委員ノ任期ハ、前任者之期間トス

第三條

第二條

第一條

第四條

委員、擔任スル職務ノ概目左ノ如シ

一 萩市見島村間定期航海船施設ニ關スル事項
二 公衆電話施設ニ關スル事項

三 電燈料金ニ關スル事項

四 其他文化事業施設ニ關スル事項

附

則

本規程ハ昭和十六年五月十日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年五月八日提出

見島村長 長松友吉

謹案

意見書提出一件

左、意見書ヲ送信大臣ニ提出スルモノトス

昭和十六年五月八日提出

見島村會議員

弘山根政次郎
中保次郎
長龜松

意見書

當山縣武郡見島村ニ通スル公衆電話ヲ施設
セラレントラ要望ス

右町村制第43條ニ依リ意見提出候也

昭和十六年五月八日

山口縣阿武郡見島村會議長
山口縣阿武郡見島村長長松友吉
遞信大臣 村田省藏殿

（電話新設ノ件）

本件モ定期船ト同様多年、要望ニシテ殊ニ本年一月中旬以後電信不通、參
軍事動員其ノ他日常緊急用件處理上不便勘カラサルヲヒテ電信復旧成
否如何係ラズ電話必要アルコトハ今更贅言ヲ要セザル所ニシテ本縣内ニ
之カ設置キハ獨リ當縣ノミトナリ文化惠澤、最後ノ落伍者トナリ
カバ大非緊急設置アラムコトヲ其ノ筋ニ要講セントスルナリ

議案

意見書提出ノ件

左ノ意見書ヲ山口縣知事ニ提出スルモノトス

昭和十六年五月八日提出

見島村會議員

山田屋喜三郎

厚母百太郎

佐々木新藏

意見見書

山口縣電氣供給條例第四條丙乙區阿武郡見島
村ヲ甲區ニ編入セラレントヲ要望ス

右町村制第四十三條依リ意見提出候也

昭和十六年五月八日

見島村會議長

見島村長長松友吉

山口縣知事武井群嗣殿

一電燈料値下件

本件ハ從來屢々其筋ニ棟情セル所ナルモ今ルテ採用セラレザルガ料金高
タ點燈セヤルニ數相違多キモ石油消費規正タメ配給円滑ヲ缺キ不便
ヲ訴乙者續出セルムニナラバ一面石油灯ニテ火災、虞れ歎カラサルヲ急
速值下断行其筋ニ要求セントスルナリ

議案

意見書提出ノ件

左ノ意見書ヲ山口縣知事ニ提出スルモノトス

昭和十六年五月八日提出

見島村會議員

左長 小川 蒲三
野富 川茂 虎
松政 松一樹

意見見書

山口縣萩市、阿武郡見島村間ノ海路ヲ縣道ニ編入

セラレンコトヲ 要望ス

右町村制第四十條ニ依リ意見提出候也

昭和十六年五月八日

見島村會議長

見島村長 長松友吉

山口縣知事 武井群嗣殿

會第一號

見島村臨時文化促進委員推薦件

見島村臨時文化促進委員新設二付左
記ノ者ヲ推薦シ 村會ノ決定 求ム

記

岡山厚左衛門 外壽之助
斧母野百太郎 宣義
契太郎一助

昭和十六年五月八日

見島村長 長松友吉

定期船ノ性能

區別	第一號船	第二號船	計
一 艘 型	和 船 型		
二 補 助 機 關	發動機燒瓦無水式	同 上	
三 使 用 燃 料	重油、燈油	同 上	
四 總 噸 數	三七噸	三七噸	二隻
五 積載噸 數	二〇噸	二〇噸	
六 馬 力	一〇五馬力	一〇五馬力	
七 シリンダー數	三個	三個	
八 速 力 每時	一〇浬	一〇浬	
九 乘組員數	四二一人	四二一人	
十 乗客定員數	三〇人	三〇人	
二十一就航實收每日	片道航海	片道航海	
	往復各一回	往復各一回	

定期船發着時間表

上り	發着時刻	下り	發着時刻
見島著	午前十時。分	萩港發	午後一時。分
萩港著	午後〇時三〇分	見島著	午後三時三〇分

昭和十六年度山縣阿武郡見島村特別會計渡船事業費歳入歳出豫算

止歲入

一金拾万貳千円

臨時部 蘭算高

歳出

一金拾万貳千円

臨時部 蘭算高

歳出合計金拾万貳千円

歳入歳出差引

殘金 ナシ

昭和十六年度山口縣阿武郡見島村特別會計渡船事業費
歲入歲出豫算

歲出	歲入	豫算額	種目	本年度		前年度		增減	附記
				業費	渡船事	業費	渡船事		
一、土木費				100,000	100,000	100,000	100,000		
二、臨時部									
三、賃料									
四、備品									
五、運送費									
六、設備費									
七、雜費									
八、臨時部計									
九、歲出合計									

是島於間渡船建造費
日本形木造船船補助發動機
總在數千七百五馬力船
一隻購入費金五萬円
延二隻分此金十萬円

昭和十六年 月 日 提出

見島村長 長松 友吉

昭和十六年度山縣町武郡見島村特別會計渡船事業費歲入歲出豫算

一、金 參方五千円

歲出合計 金 參方五千円

歲入合計 金 參方五千円

歲 出

經常部 豐 節算高

經常部 豐 節算高

一、金 參方五千円

歲出合計 金 參方五千円

歲入歲出差引

殘金 十二

昭和十六年
月 日 提出

見島村長長松友吉

見島村會議案

昭和十六年十月一日

議事日程

昭和十六年十一月二日

- 一、會第三號 昭和十五年度村歲入歲出決算認定ノ件
- 二、議案第五號 昭和十六年度村歲入歲出追加更正豫算
- 三、第六號 昭和十六年度獨立稅村民稅賦課額決定ノ件
第一七號 昭和十六年度 獨立稅村民稅賦課額減免ノ件
- 四、第七號 昭和十六年度 獨立稅村民稅賦課額減免ノ件
- 五、第八號 吏員退職慰勞金給與ノ件
- 六、第九號 定期航海船新設ノ件
- 七、第十號 村債起債ノ件
- 八、第十一號 特別會計設置ノ件
- 九、第十二號 見島村渡海船使用料徵收條例
- 十、第十三號 特別會計見島村渡船事業費歲入歲出豫算
- 十一、第十四號 見島村渡船場管理者及副管理者設置規程
- 十二、第十五號 工事請負人ニ關スル件

會第三號

昭和十五年度見島村歲入歲出決算認定件

一、昭和十五年度見島村歲入歲出決算

右別冊ノ通り收入役ヨリ提出シタルニ付審

查ヲ遂ケル處收支並決算共正當ニシテ不

都合ナキモノト認ム

仍テ町村制第百三十三條第二項ニ依リ村會認定

ニ付ス

昭和十六年十月二日提出

見島村長長松友吉

議案第十五號

昭和十六年度山口縣阿武郡見島村歲入歲出追加更正豫算(第百)

歲入

一金壹万九千五百多拾八円

經常部既定豫算高

一金貳万壹千二百拾八

円

經常部既定豫算高

一金壹万四百參拾

円

臨時部既定豫算高

一金壹万壹千四百五拾

円

臨時部既定豫算高

一歲入合計金參万貳千五百六拾八円

歲出

一金壹万九千七百貳拾

円

經常部既定豫算高

一金貳万壹千七百貳拾

円

經常部既定豫算高

經營部計		臨時部		經常部		王實額種目		王實額種目		經常部		臨時部	
歲入	歲出	歲入	歲出	歲入	歲出	歲入	歲出	歲入	歲出	歲入	歲出	歲入	歲出
一 九 五 八	一 五 八	一 六 一 八	一 六 一 八	一 六 一 八	一 六 一 八	一 六 一 八	一 六 一 八	一 六 一 八	一 六 一 八	一 六 一 八	一 六 一 八	一 六 一 八	一 六 一 八
九 編 越 金	一 前 年度 編 越 金	六 二 六	六 二 六	六 二 六	六 二 六	六 二 六	六 二 六	六 二 六	六 二 六	六 二 六	六 二 六	六 二 六	六 二 六
四 地 方 金 與 稅	一 配 付 稅	八 四 九	八 四 九	八 四 九	八 四 九	八 四 九	八 四 九	八 四 九	八 四 九	八 四 九	八 四 九	八 四 九	八 四 九
九 編 越 金	一 前 年度 編 越 金	六 二 六	六 二 六	六 二 六	六 二 六	六 二 六	六 二 六	六 二 六	六 二 六	六 二 六	六 二 六	六 二 六	六 二 六
經 營 部 計	一 六 一 八	臨 時 部	一 六 一 八	經 常 部	一 六 一 八	王 實 額 種 目	一 年 度 變 更 額	王 實 額 種 目	一 年 度 變 更 額	經 常 部	一 六 一 八	臨 時 部	一 六 一 八

昭和十六年度山縣河内郡見島村歲入歲出追加更正豫算(第二回)

歲 入

歲 入 嘲 出 差 引
殘 金 ナシ

一 金 壱 万 貳 百 四 拗 八 丹
一 金 壱 万 八 百 四 拗 八 丹
歲 出 合 計 金 參 万 戀 千 五 百 方 拗 八 丹

臨時部既足豫算高
臨時部變更豫算高

五 教育費		三 役場費		二 雜給		科款		項目	
一 國庫補助金 四九二六	大五九四			九四七二	九四七二			予算額	
		手賃 當時家族 補助金	有給吏員 當時家族 補助金	旅費	旅費	麥更 予算額	麥更 既定 予算額	種目	
四九二六	六五四	二二二	一一〇	九四七二	九四七二	六一〇	八九〇	既定 予算額	
三九五	五五六	一	八〇〇	八九〇	八九〇	八九〇	八九〇	既定 予算額	
九七六	一〇三四	二二二	五〇	五二	五二	三〇	五二	增減 追加正額	
		退職吏員慰勞金	助役金三百五十円 書記金七百五十円					附	
		有給吏員當時家族手当家族 不月額全月不壳延百三十个月分 此金三百土円三千九						記	

歲出
經常部

歲入合計		四寄附金		臨時部計		二國庫補助金		項	
三二五六		足寄附	三二五〇	一四五〇	一四五〇	五六五〇	五九六〇	一無助成金	六一〇
				二四五〇	二四五〇	五六五〇	五九六〇	一無助成金	六一〇
				一〇四三〇	一〇四三〇	五〇五〇	六〇六〇	一無助成金	六一〇
				六一〇	六一〇	六一〇	六一〇	一無助成金	六一〇
								町村吏員充當母成金	
								學校職員當時家族手当補助	
								村民ヨリ寄附	

歲出合計	臨時部計					
		一、八四八	二、用地廣	三、設備費	四、八〇〇	建築費
三六五六八			四、盈脩廣	三〇〇	五、	四、五〇〇
		六、雜費	五、設計費	一〇〇	五、	三〇〇
三六五六八	一、八四八	一一〇	一五、	一〇〇	一	
九九六八	一、八四八	一一〇	五、	一一〇	一	
六、六〇〇	六〇〇	一	一〇〇	一	一	
			七、盈脩費	四、四〇〇	地均費	
			八、設計費	一〇〇		
			九、雜費	一〇〇		
			十、雜費	一〇〇		

昭和十六年十一月二日提出

見島村長長松友吉

議案第一九號

定期航海船
新設一件

本村ハ海路交通ノ爲定期航海船ヲ在リ通

新造船數
艘種類
補助機關
和船型帆船
發動機燒重油
使用燃料
重油、燈油
無水式

新造船數
和船型
貳隻
八、
七、六、五、四、三、二、一、
船種類
補助機關
使用燃料
總噸數
積載噸
馬力
シリンドラー數
百五馬力
三十噸
二十五噸
三個

九 施設費 豫算

金 指方 廿四日

外

總施設費

金 指萬円
金 壱千円

金 壱千円

六 費金支出方法

金 五萬円
金 五萬円

金 貳千円

縣費補助金

村民ヨリ 寄附

渡船建造費
渡船設備費
雜費

二 定期航海開始豫定期年

以上

昭和十六年十一月一日 提出

見島村長 松友吉

議案第一〇號

村債起債ノ件

一、起債金額 金五萬円

一、起債目的 渡船事業費支辨ノ爲

一、借入金利率 年參分六厘

一、借入先 大藏省預金部

一、借入時期 昭和十六年度但借入期ハ借入先ト協定

スルモノトス

一、据置期間 借入ノ日ヨリ 昭和二十一年三月一日ヤテ

一、償還期間 自昭和二十一年度至昭和五年度

十五箇年賦但シ毎年度ノ償還期日ハ

三月一日及九月一日ノ兩期トス

一 優還財源

村財政、都合、依リ、繰上、償還ヲ爲シ、償還年限ヲ短縮シ又ハ、低利債ニ、債務ヲ爲ス、ストリ得

以上

昭和十六年十一月二日提出

見島村長松友吉

議案第二号
特別會計設置一件
見鳥村渡船場事業費八町村制第一百八條
依り昭和十六年度より之ヲ特別會計

昭和十六年十一月二日提出

見馬村長
長松友吉

議案第ニ十二號

見島村渡海船使用料徵收條例

第一條 村設渡海船ヲ使用スルトキハ本條例

ニ依リ 使用料ヲ徵收ス

第二條 使用料ハ別表ノ定ムル所ニ依リ其ノ

郡度之ヲ徵收ス

第三條 官公費ノ救助ヲ受クル者又ハ村長ニ

於テ使用料ヲ納付スルノ資力ナシト認メタル

者ニ對シテハ之ヲ徵收セズ

附則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年十一月六日提出

見島村長
長松友吉

理用書

本村ニ於テハ内地トノ交通上最も必要ト認ムル
府縣道山口萩線ニ通ズル町村道見島、萩
間ノ渡海船ヲ設置シ毎日一回定期航跡スル
ニ至リタルモ財政甚ダ貧弱ニシテ之ガ維持經
營上困難ナルヲ以テ使用料ヲ徵收シテ渡海船
事業費ニ充當セントス依テ本條例ヲ設定セント
ナル次第ナリ

叢書第二十三號

昭和十六年度山県阿武郡見島村特別會計渡船事業費歲入歲出豫算

歲入

一金 叁万五千円

一金 拾万貳千円

歲入合計金 拾參万又千円

歲出

一金 叁万五千円

一金 拾万貳千円

歲入合計金 拾參万又千円

歲入歲出差引

殘金 ナシ

經常部 豫算高
臨時部 豫算高

經常部 豫算高
臨時部 豫算高

歲入

經常部計		種目	額	附記
項	額	前年度 額	本年度 額	増減
一運價收入	三五.〇〇	三五.〇〇	三五.〇〇	四
一運價收入	三五.〇〇	三五.〇〇	三五.〇〇	
豫算額				
種目				
二荷物運價	三五.〇〇	三五.〇〇	三五.〇〇	
二荷物運價	三五.〇〇	三五.〇〇	三五.〇〇	
三乘客運價	一〇.五〇	一〇.五〇	一〇.五〇	
三乘客運價	一〇.五〇	一〇.五〇	一〇.五〇	
四乘客入函平均金	一〇.五〇	一〇.五〇	一〇.五〇	
四乘客入函平均金	一〇.五〇	一〇.五〇	一〇.五〇	
一木材	六四〇〇円	六四〇〇円	六四〇〇円	
一木材	六四〇〇円	六四〇〇円	六四〇〇円	
二畜產物	一大五〇〇円	一大五〇〇円	一大五〇〇円	
二畜產物	一大五〇〇円	一大五〇〇円	一大五〇〇円	
三其他荷物	六九〇〇円	六九〇〇円	六九〇〇円	
三其他荷物	六九〇〇円	六九〇〇円	六九〇〇円	
四	一三〇〇円	一三〇〇円	一三〇〇円	
四	一三〇〇円	一三〇〇円	一三〇〇円	
五	三七〇〇円	三七〇〇円	三七〇〇円	
五	三七〇〇円	三七〇〇円	三七〇〇円	
六				
六				
七				
七				
八				
八				
九				
九				
十				
十				
十一				
十一				
十二				
十二				
十三				
十三				
十四				
十四				
十五				
十五				
十六				
十六				
十七				
十七				
十八				
十八				
十九				
十九				
二十				
二十				
二十一				
二十一				
二十二				
二十二				
二十三				
二十三				
二十四				
二十四				
二十五				
二十五				
二十六				
二十六				
二十七				
二十七				
二十八				
二十八				
二十九				
二十九				
三十				
三十				
三十一				
三十一				
三十二				
三十二				
三十三				
三十三				
三十四				
三十四				
三十五				
三十五				
三十六				
三十六				
三十七				
三十七				
三十八				
三十八				
三十九				
三十九				
四十				
四十				
四十一				
四十一				
四十二				
四十二				
四十三				
四十三				
四十四				
四十四				
四十五				
四十五				
四十六				
四十六				
四十七				
四十七				
四十八				
四十八				
四十九				
四十九				
五十				
五十				
五十一				
五十一				
五十二				
五十二				
五十三				
五十三				
五十四				
五十四				
五十五				
五十五				
五十六				
五十六				
五十七				
五十七				
五十八				
五十八				
五十九				
五十九				
六十				
六十				
六十一				
六十一				
六十二				
六十二				
六十三				
六十三				
六十四				
六十四				
六十五				
六十五				
六十六				
六十六				
六十七				
六十七				
六十八				
六十八				
六十九				
六十九				
七十				
七十				
七十一				
七十一				
七十二				
七十二				
七十三				
七十三				
七十四				
七十四				
七十五				
七十五				
七十六				
七十六				
七十七				
七十七				
七十八				
七十八				
七十九				
七十九				
八十				
八十				
八十一				
八十一				
八十二				
八十二				
八十三				
八十三				
八十四				
八十四				
八十五				
八十五				
八十六				
八十六				
八十七				
八十七				
八十八				
八十八				
八十九				
八十九				
九十				
九十				
九十一				
九十一				
九十二				
九十二				
九十三				
九十三				
九十四				
九十四				
九十五				
九十五				
九十六				
九十六				
九十七				
九十七				
九十八				
九十八				
九十九				
九十九				
一百				
一百				
一百零一				
一百零一				
一百零二				
一百零二				
一百零三				
一百零三				
一百零四				
一百零四				
一百零五				
一百零五				
一百零六				
一百零六				
一百零七				
一百零七				
一百零八				
一百零八				
一百零九				
一百零九				
一百一〇				
一百一〇				
一百一一				
一百一一				
一百一二				
一百一二				
一百一三				
一百一三				
一百一四				
一百一四				
一百一五				
一百一五				
一百一六				
一百一六				
一百一七				
一百一七				
一百一八				
一百一八				
一百一九				
一百一九				
一百二〇				
一百二〇				
一百二一				
一百二一				
一百二二				
一百二二				
一百二三				
一百二三				
一百二四				
一百二四				
一百二五				
一百二五				
一百二六				
一百二六				
一百二七				
一百二七				
一百二八				
一百二八				
一百二九				
一百二九				
一百三〇				
一百三〇				
一百三一				
一百三一				
一百三二				
一百三二				
一百三三				
一百三三				
一百三四				
一百三四				
一百三五				
一百三五				
一百三六				
一百三六				
一百三七				
一百三七				
一百三八				
一百三八				
一百三九				
一百三九				
一百四〇				
一百四〇				
一百四一				
一百四一				
一百四二				
一百四二				
一百四三				
一百四三				
一百四四				
一百四四				
一百四五				
一百四五				
一百四六				
一百四六				
一百四七				
一百四七				
一百四八				
一百四八				

昭和十六年度山縣有武郡見馬村特別會計渡船事業費一歲八萬出港算

歲
出
常
部
經

科 款	項	予算額	種目	本年度 予算額	比 較 增△減	附 記
一、渡船事業費	事務費	六〇〇〇		三二〇〇		
二、渡船費	二、給料	一、二〇〇	一、雜給	一、一〇〇	△一〇〇	
三、給料	三、雜用費	一、一〇〇	四、雜費	一、一〇〇	△一〇〇	
大之二	事務員月給平均金五十円 入延三四十月分	事務員月給平均金五百円 役職員賞與金一百円	備品費全二百円 消耗品費全二百円	事務員月給平均金五百円 役職員賞與金一百円	△一〇〇	
大之二	大之二	大之二	大之二	大之二	大之二	大之二
船員月給平均金七十円 入延九十大ヶ月分	雜費全三百円					

卷之三

歲入合計	臨時部計	六村 債		寄附金		一、渡船事業費補助		一、縣補助金		豫算額種目	前年年度予算額	前年年度予算額	比 較
		一村 債	五〇、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇				
一三六、〇〇〇	一〇六、〇〇〇	一村 債	五〇、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一、渡船事業費補助	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一、三六、〇〇〇
一三七、〇〇〇	一〇七、〇〇〇	一村 債	五〇、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一、渡船事業費補助	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一、三七、〇〇〇
一三八、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	一村 債	五〇、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一、渡船事業費補助	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一、三八、〇〇〇
										定期航海船建造費補助			
										定期航海船建造費 償金五万円			

昭和十六年十一月二日提出

見島村長 長松友吉

歲出合計	臨時部計	三雜費	三雜費
	一〇、〇〇		
三七、〇〇		一〇、〇〇	一〇、〇〇
		一〇、〇〇	
三六、〇〇		一〇、〇〇	一〇、〇〇
		一〇、〇〇	
三六、〇〇		一〇、〇〇	一〇、〇〇
		一〇、〇〇	
三六、〇〇		一〇、〇〇	一〇、〇〇
		一〇、〇〇	

議案第二四號

監督者

見島村渡船場 管理者 及副管理者設置規程

第一條

見島村渡船場ニ

監督者

壹名ヲ置ク

渡船場者ハ渡船場ノ取締其他一切ノ事務ヲ

監督者

監督者

事務ヲ補助シ

管理者故

障アルトキハ之ヲ代理ス

第二條

前條ノ職員ハ見島村文化促進委員會

中ヨリ村長之ヲ任免ス

附則

本規程ハ昭和十六年十一月三日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年十一月二日提出

見島村長 長松友吉

議案第二五號

工事請負人ニ關スル件

見島村定期航海船建造工事ハ隨意契約
ニ依リ工事請負人ヲ是ムルモノトス

昭和十六年十一月二日提出

見島村長 長松友吉

調書

一業種

町村道見島、萩線渡船場定期船航運業

二船舶番號

號四九二六七號

三船

種汽船

四船

名見島丸

五噸

數總噸數

六積量

總積量

七機関種類

發動機燒玉式(三氣筒)

八推進器種類螺旋推進器

九船舶籍

港山口縣阿武郡見島村

十馬力

方公称馬力一〇五〇。轉馬力一三一三五

長二一米二〇釐

幅四米二〇釐

吃水一米零

深二三米。

總噸數三九噸九五

純噸數二三噸四二

總積量一一三立方米

六六純積量六六立米壹四

七機關種類發動機燒玉式(三氣筒)

時速七哩

二、航行區間

往航 見島 - 萩間 二十五哩
復航 萩 - 見島間 二十五哩

三、時速

七哩(九哩)

四、航行日數

每月三十日

(時間四十分)

五、航行時間

每日三時半

(一月一〇五時間)

六、重油所要量

每月五四〇立

(時間五一立四)

七、船舶所有者

山口縣阿武郡見島村

八、道路法施行令第十三條二依左記金八渡銀錢ヲ徵收也

九、軍隊(應召軍人)、簡閱點呼參會者

十、憲兵、警察官吏

國民學校往復不收初等科

十一、徵發物件及其運搬其他

以上

六、船籍 山口阿武郡見島村

見島丸

調書補足事項

一、起工年月日

昭和十七年二月十日

二、竣工

全年三月三十日

三、進水式舉行

全年七月二日萩市橋東平元造船所

四、竣工式

全年八月二十五日見島國民學校

五、就航開始

全年八月十五日

六、船種

西洋型汽船、旅客貨物船

七、造船費

機器二万五千五百七拾四円

(五万円)

船具其他四千四百二拾六円

八、雜費

五百拾壹円(村費)

九、乘組定員

五名

旅宿定員三十人

萩市立図書館



110055746

Y229